

決算審査特別委員会

平成27年9月9日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

坂口 徹

副委員長

伴 吉晴

出席委員

小村尚己

平川理恵

井上卓也

木澤正男

奥村容子

理事者出席

町 長

小城利重

副町長

池田善紀

教育長

清水建也

総務部長

植村俊彦

総務課長

加藤恵三

企画財政課長

西巻昭男

住民生活部長

乾 善亮

福祉課長

中原 潤

同課長補佐

福田善行

国保医療課長

山崎善之

同課長補佐

田口昌孝

同 係 長

大野彰彦

健康対策課長

西梶浩司

同課長補佐

北 典子

環境対策課長

栗本公生

同課長補佐

東浦寿也

同課長補佐

浦野歩美

住民課長

安藤容子

都市建設部長

藤川岳志

建設課長

本庄徳光

同課長補佐

岡村智生

観光産業課長

井上貴至

同課長補佐

手塚 仁

都市整備課長

松岡洋右

同課長補佐

井戸西 豊

同課長補佐

関口 修

会計管理者

西川 肇

上下水道部長

谷口裕司

上水道課長補佐

扇田一弘

上水道課長補佐

猪川恭弘

下水道課長

上田俊雄

同課長補佐

上 埜 幸 弘

議会事務局職員

議会事務局長

寺田良信

係 長

大塚美季

(午前9時00分 開議)

○坂口委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。昨日の民生費に関する質疑の中で、ご質問にお答えできなかった3点につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、施策の成果の81ページでございます。高齢者優待券の交付に関して、平成26年度のそれぞれの優待券につきまして、当初予算時の見込み数はどのようになっているかというご質問でございます。

まず、C I - C Aにつきましては600人分、I C O C Aにつきましては2,800人分、タクシー券につきましては600人分、予算は伴いませんが、ふれあい交流センターの入館券につきまして300人分、合計4,300人分と見込んで予算を算定いたしました。

次に、施策の97ページをお願いしたいと思います。子育てサポーターの育成に関しまして、平成26年度の子育てサポーター養成講座修了者4人のうち、子育てサポーターゆりかごへ入られた方の人数につきましてのご質問でございますけれども、その4人の方につきましては、子育てサポータークラブへは入られておりませんので、ご報告させていただきます。

次に、施策の成果の99ページ、広域入所の充実に関して、平成27年度の受託児童の在住市町村の内訳でございます。6名のうち、2名が大和郡山市、3名が安堵町、1名が三郷町でございます。以上でございます。

○坂口委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、8日に引き続き、第4款 衛生費についての説明をお受けいたします。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第4款 衛生費の決算の概要につきまして、ご説明を申しあげます。失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の103ページから129ページまでとなっております。

初めに、103ページの第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございます。職員の人件費、王寺周辺広域休日応急診療施設組合及び西和衛生試験センター組合の運営に要する費用が主なものでございます。

続いて、104ページから107ページの第2目 感染症予防費でございます。感染

症の予防や蔓延防止のため、予防接種に要する費用を支出いたしております。104ページからの高齢者インフルエンザ予防接種や日本脳炎予防接種を初めとする各種定期予防接種を実施いたしました。

106ページでございますが、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種では、平成26年10月から、65歳以上の5歳刻みの人を対象として、定期接種に移行いたしております。なお、任意接種の高齢者肺炎球菌であります。65歳以上で定期接種の対象とならない人は、引き続き町単独事業として予防接種費用の一部助成を行いました。

また、107ページでございますが、水痘予防接種についても、生後12か月から36か月に至るまでの幼児を対象として定期接種になったことから、個人通知を行い、周知を図っております。

同じページの乳幼児B型肝炎予防接種につきましては、平成26年度から、町単独事業として予防接種の一部助成を始めております。

続きまして、108ページから112ページまでの第3目 母子衛生費でございます。妊婦や乳幼児の健康管理、親の育児力の向上や育児不安の解消などを要する費用等を支出したものでございます。

108ページの健康づくりの意識啓発と活動支援では、子どもの健やかな成長を図るため、育児支援を中心とした活動を行っている母子保健推進員の支援を行うとともに、産婦人科医による「小さく産んで大きく育てるって本当にいいの」、また、臨床心理士による「子どもの心を育てる親のかかわり方」について、講演会を開催いたしました。

次に、同じページの予防・相談体制の充実であります。乳児健診を初め、109ページでございます1歳6か月児や3歳児などの乳幼児の健診を行いました。経過観察を必要とする乳児には、保健師が担当医と連携をとりながら育児支援に努める一方、発達状況に不安がある幼児には、臨床心理士による発達相談を行ったものでございます。

また、110ページでございますが、新生児訪問などを実施し、出産後早い時期からかかわりを持ち、育児不安の軽減を図ったり、両親学級や子育て教室などの親の育児力の向上を目指して、子どもの成長発達に応じた教室を開催いたしております。

次に、111ページでございます。妊婦一般健康診査の実施では、健康診査の受診券を1人当たり15回分を助成し、経済的な負担の軽減を図っております。

次に、112ページでございます。一般不妊・不育治療費の助成でございます。一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費用の一部助成を行い、一般不妊治療で23件、不育治療で3件の助成を行っております。

同じページの保健・福祉・医療の連携と充実では、安心して妊娠・出産できる体制を確立するため、産婦人科の一次救急体制の整備に努めたところでございます。

続きまして、113ページから118ページまでの第4目の健康増進事業費でございます。各種がん検診や健康づくり事業に要する費用を支出いたしております。

まず、113ページからの健康づくりの意識啓発と活動支援では、生活習慣病の予防や重症化を防ぐため、健康教育の実施として、健康づくりの講演会や生活習慣病予防に係る各種教室を実施することで具体的な生活習慣の改善方法について指導を行い、行動変容につながるよう努めました。

114ページの予防・相談体制の充実では、医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を行うとともに、大腸がん検診、それから115ページの胃がん検診を初めとする各種がん検診を実施をいたしております。受診者の利便性を考慮し、集団検診と個別検診の両方で実施し、延べ6,148人が受診され、がんと診断された方は、大腸がんで4人、乳がんで3人、子宮がんで1人、前立腺がんで6人で行いました。

次に、117ページでございます。脳ドック健診受診費用の助成では、150人に助成を行い、受診の結果、4人に異常所見が認められたところでございます。

次に、118ページの高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施したものでございます。平成26年度は、1,036人が受診をいたしております。

続いて、同じページの第5目 狂犬病予防費でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を行っております。

続きまして、119ページの第6目 火葬場費でございます。火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に要する費用を支出いたしております。また、火葬場周辺の環境整備に努めてきたところでございます。

続いて、119ページから121ページにかけましての第7目 環境対策費でございます。環境保全推進委員活動の支援、ISO14001の推進及び啓発、地球温暖化の防止、竜田川流域生活排水対策推進協議会の運営に要する費用が主なものでございます。

119ページの環境共生まちづくりの推進でございます。環境保全推進委員活動の支援では、環境保全推進委員を委嘱し、地域の巡視及び実態調査に取り組んでいただきました。

次に、ISO14001の推進でございますが、ISO14001の導入によります

費用対効果については、省エネ、省資源への取り組みによりまして、ISO運用経費を含めても依然導入前の経費を下回っております。環境マネジメントシステムによります効果の持続を確認しているところでございます。なお、平成26年度は、審査機関によります3年に1度の更新審査受審の年でございます。審査の結果、5期目の登録が認められたところでございます。

次に、120ページの地球温暖化の防止では、地球温暖化に関する活動、情報発信などの事業展開を実施している斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の活動を支援しております。

次に、121ページの環境保全対策でございます。まず、空き地の適正管理につきましては、空き地を適正に維持保全するための所有者の責務を明らかにし、適正な管理を強く促すため、空き地の適正管理に関する条例を創設し、これまで住宅地内でありながら、長年適正な管理が行われていなかった空き地1件につきまして、条例に基づき勧告を行ったところ、樹木の伐採、草刈り等適正な管理のための措置が行われたところでございます。

次に、スズメバチ被害防止の支援といたしまして、スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全を守り、より良い環境づくりに寄与するため、スズメバチ被害防止対策補助金交付制度を創設し、10件の営巣駆除に対し補助金を交付したところでございます。

続きまして、122ページから129ページにかけましての第二項 清掃費でございます。

まず、122ページの第1目 清掃総務費でございます。職員人件費や美化推進などに要する費用を支出いたしております。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところでございます。

続きまして、122ページから129ページまでの第2目 塵芥処理費であります。リサイクル処理委託、ごみ処理委託、ごみ減量化推進、資源物回収奨励金交付事業、衛生処理場の維持管理・運営、バイオマス利活用の推進、衛生処理場焼却棟解体撤去工事などに要する費用について支出いたしております。

ごみの排出量、資源化の状況につきましては、まず、家庭系の廃棄物・資源物排出量の推移を見ますと、廃棄物収集量が減少しているのに対し、資源物収集量が増加傾向で推移しております。また、事業系や公共施設の搬入量の推移につきましては、平成

20年度以降、減少傾向で推移をいたしております。

このような状況から、127ページでございますが、127ページの下段のごみ排出量状況の表にありますように、住民1人1日当たりの排出量は、平成26年度では、前年度と比較いたしまして、ほぼ同量の760gとなっておりますが、国民1人1日当たりの排出量、平成25年度ですが、958g、奈良県民1人1日当たりの排出量、これも平成25年度ですが、918gと比較いたしまして、当町は低い排出量で推移しているところでございます。

また、総ごみ発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率につきましては、平成26年度では、前年度から2.4%上昇の52.8%となっており、全国、平成25年度では20.6%、奈良県、これ、平成25年度ですが、13.1%と比較いたしまして、かなり高水準となっております。

このことから、平成26年度におきましても、本町はごみの発生量そのものが少なく、発生しても焼却や埋め立て処理の量が少ないということで、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の延命に貢献したのではないかと考えております。

本町では、平成24年4月から焼却処理を業者委託したことによりまして、本町のごみ処理は全て委託処理となり、排出量の増減が処理費用の増減に直結してまいります。

このことから、環境井戸端会議によるゼロ・ウェイストの啓発活動及び家庭生ごみ分別収集のモデル世帯の拡充や事業系生ごみ分別搬入モデル事業の実施、陶器類の再利用・リサイクル事業の推進といった従来 of 事業に加え、環境省の事業であります小型家電リサイクルシステム構築実証事業にも参画し、小型家電のリサイクル処理を試行するなど、さらに焼却、埋め立てするごみの量を減らすとともに、啓発事業などを充実させ、ごみ減量化に努めたところでございます。

続きまして、129ページの第3目 し尿処理費でございます。職員の人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の処理、浄化槽の設置補助などに要する費用を支出いたしております。

ごみ・し尿処理として、鳩水園の運営では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などにより、水質汚濁の防止に努め、適正な施設運営を行いました。

次に、合併処理浄化槽の設置補助では、平成26年度におきましても、引き続き浄化槽設置者に対して補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理について、広報紙等を通じましてその啓発に努めたところでございます。

以上で、第4款 衛生費にかかります説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 まず1点目ですけども、成果報告書の106ページですね、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種ですけども、部長の報告の中にもありましたけども、定期接種にさせていただいて接種率が大分上がっているなというふうに思うんですけども、町のほうとしては、この効果っていうんですかね、というのをどういうふうに分析しておられますか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 定期接種が平成26年の10月から実施されまして、そのときに全ての対象者の方、65歳以上で5歳刻みの対象者の方には個別通知をさせていただきました。その結果、定期接種として584人の方が受診していただきました。従来でしたら任意接種で、25年の場合は339人受診されておられますので、26年度は任意接種と合わせて940人受けていただいておりますので、そういった周知の方法により非常に多くの方に接種をいただいたというふうに考えております。

また、この予防接種につきましては、肺炎を予防するということで、インフルエンザ等を打ったあと、これも接種すれば効果があるというふうに言われておりますので、高齢者の方の健康管理につきましては非常に重要な予防接種であると考えており、また、多くの方が受けていただいておりますので、医療費の削減等にも一部、はっきりした数字はわかりませんが、そういったことにも効果が出ているのではないかとというふうには考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今まで任意接種のときは、通知っていうんですかね、お知らせはどんなふうにしてはったんでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 これは、通常の広報、ホームページ等でお知らせをさせていただいたところがございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 やっぱ個別に通知が行くと、任意式の場合と大分違うということで、目に

見えて効果が出ているということでございますので、また、課長もおっしゃっていただきましたけども、周知の方法についても、また、ここだけじゃなしに、ほかの分野でもいろいろと研究をしていただきたいと思います。

それと、107ページのほうのB型肝炎の予防接種ですけども、これも26年度の4月から実施をしていただいたということで、接種が始まっていますけども、ちょっと私思っていたよりも接種率低いかなというふうに思うんですけども、このところはどんなふうに感じて、分析してはるでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 乳児のB型肝炎につきましては、この26年度から新たに始めさせていただきまして、そういった制度でありますので、まだ認識的に、お母さん方の認識がまだ、周知されていない状況もあるかと思っておりますけども、今後また、ロタウイルスと同様、接種していただくように、保健センターでの子どもさんの事業等においても、今も周知は行っておりますけど、今後も引き続いてそういった啓発活動もしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その下のところの水ぼうそうの予防接種については、これ、10月からしていただいて、接種率42.5%と、こっちのほうは結構受けていただいているかなというふうに思うんですけども、これは周知の方法の違いなんでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 水ぼうそうにつきましては、定期接種でございます。平成26年10月から定期接種になりましたことから、対象者の方には全て個別通知をさせていただきました。水ぼうそうにつきましては既にかかっておられる方もございますので、結果的には、現在は42.5%という接種率になっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、このB型肝炎のほうは任意接種ということで、個別の通知は行っていないということでしょうかね。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 任意接種でございますので、個別通知はしておりませんが、新生児訪問の際に全ての予防接種の説明をさせていただいてまして、このB型肝炎の予防接種につきましても同様の説明をさせていただいております。

任意接種でありますので、接種された分の費用として、接種費用の2分の1で3,0

00円を助成させていただいているというところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうことであれば、通知はもう個々には行っているということで、受ける、受けはらへんっていうのはそれぞれのご家庭の意思によるものなのかなというように思いますけど、やっぱり受けていただくことで、その後のやっぱり発病に対して抑制をします。それで、医療費についてもやっぱり抑制につながるというふうに思いますので、引き続き啓発のほう、よろしくをお願いします。

そうしますと、成果報告書の111ページなんですけども、妊産婦相談・指導の実施ということで、これ、件数が減ってきているんです。24年度を見ますと408件になっていて、だんだん減ってきている傾向にあるかなというふうに思うんですけども、これは出産される方の人数自体が減っているのか、それとも相談件数のほうが減っているのか、ちょっと出産の人数がわかりましたらあわせてお聞きしたいんですけど。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成26年度の出生数ですけども、195人と、前年に比べて41人減になっております。そういったことが主な要因ではないかというふうには考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、出生数は41人減っているっていうふうにおっしゃいましたけども、そうすると、25年度に236人出生されていたのが、41人減っているということですね。斑鳩町、頑張って子育て支援策に力を入れて、出生数も伸びてきているなというふうに理解をしていたんですけども、そここのところの実態っていうのはどんなふうになっているんでしょうかね。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 すみません、今、委員さんのほうから出生数のほうのお尋ねありましたので、住民課のほうからご回答させていただきます。

まず、平成26年度ですね、27年3月末でございますけれども、195人、平成25年度末が236人、平成24年度末が232人、平成23年度末が254人、平成22年度が255人というふうになっております。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 実際には、ふえている年もあるけども、やっぱり減ってきていると。25年度から26年度にかけては大きく減っているなど。27年度の今の状況っていうのはわ

かりますかね。今の段階で前年度と比較できるようでしたらお聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 すみません、今その資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 いろいろな要因はあるかなと思いますけど、実数としてやっぱり減っているというのが実態だなというのがわかったんですけども、これについては、この間、取り組んできて、一生懸命子育て応援ということで頑張ってきていますので、どこに原因があるのかなというのもちよっとまた分析をしていただきたいなというふうに思うんですけども、今すぐにはわからないでしょうから、またお願いをしておきます。

それとですね、111ページのその下のところの妊婦一般健康診査のところ、これも件数が減っているのがちょっと気になったんですけども、これはどういった理由によるものなんでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 これにつきましても、やはり出生数が少なくなったというのがやはり一番大きな原因ではないかというふうに考えております。

ただ、考えられることは、転出されれば、それ以後の受診券は使えないし、また、妊婦さんが転入された場合は、転入した後の枚数の受診券を使っていただくということになりますので、交付者数は25年度と同様の、同じ、同数でありますけども、そういったことも要因して最終の受診者数が減っているのではないかというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 転出等によるものが要因ではないかということですが、これにつきましても、具体的にちょっと理由などがつかめるようでしたら、ちょっと追跡調査っていうんですかね、をお願いして、またわかった段階で教えていただきたいと思います。

そうしましたら次に、成果報告書の120ページなんですけども、この年度は住宅用の太陽光発電システム、これの補助をやっていただいています、この年度までということでは今はやっていないんですけども、その後もですね、もともと国の補助金制度があって、それに上乗せするような形で町も実施してきましたけども、今、国が廃止をされても市町村独自でこの制度をやられているところがあると思うんですけども、そういったところがどういう形で実施をされているのか、担当課のほうですか、つかんでおられ

るようでしたらお聞きしたいなと思うんですけども。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成25年度で、県内で13市町村で太陽光発電システムの設置補助事業を実施をされておりましたが、平成26年度は8市町村に減少しております。

国の補助事業があった場合、どの市町村もですね、申請書類に国の補助金交付決定書の写しの添付をもって、そのシステムが日本工業規格に適合したものという判断をしておりました。国の補助事業がなくなってから、市町村独自で補助事業を実施されている市町村の国の補助金交付決定通知書にかわる必要書類として、電力会社との電力受給契約書の写し、あるいは工事契約書の写し、発電システム設置にかかった領収書及び内訳明細書の写しが新たに申請書の添付書類として求められているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 国がそういうふうに行っているときは、それを活用してそのまま認定をするという形で補助金出すということでしたんですけども、今、国がやっておられないので、その審査を、まあ言うたら今、市町村独自で行っているところは、そこが独自に行っているのかなというふうだと思うんですけども、その実態なんかっていうのはわかりませんか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 どの要項を見ましても、中古品は除くというふうに書かれているんですけども、この領収書とか見る限りですね、その辺の手続がちょっとどうされているのかというのとはわからないんですけども、日本工業規格に合ったものかどうかという判断が、多分現地なりを確認してされていると思うんですけども、その辺の実態はつかんでおりません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうところで、市町村独自で行ってられるというところは、私はぜひ参考にしてちょっと調査していただきたいなと。この斑鳩町がやったときに、駆け込みも含めて、要望に応える形で一定数申請があって、それに応えるということで行ってきて、じゃあそれ、その後ですね、どれぐらいの需要があるのかというのは、ひとつ考えなければいけない点ではあるというふうだと思うんですけども、やはりこの制度があることで太陽光パネルの設置が広がるという状況があるのでしたら、やっぱり件数が少ないならばそれだけ必要な予算についても少なくとも済むわけですけども、やはり今、エネルギーの問題については、再生可能なエネルギーに切りかえていこうというふうに国全体

としても求められている中で、町として、町独自でもそうした形でこの補助金というのを復活させる方法がないのかなというふうには思いますので、担当課におかれましては調査・研究をしていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、121ページですけれども、空き地の適正管理ということで、この条例も26年度の4月から制定して、管理・指導等をしていただいています。先ほど部長の報告の中でも、1件勧告をして、それに応える形で対応されたという報告もありましたけれども、もう少し詳しい状況について、ほかにも指導・助言が101件とか、その辺のところもできたらお聞きしたいと思うんですけれども。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成26年度では、町内で83か所の空き地を確認をして、指導の件数につきましては、勧告1件を含めて、延べ102件となっております。

勧告をした空き地を含めまして、最終的に72か所の空き地につきましては、平成26年度、何らかの措置をされ、適正な管理に努めていただいておりますけれども、11件につきましては、平成26年度中、対策を講じていただけなかったところであります。

しかし、これらの空き地につきましては、周りに住宅がない、あるいは付近からの苦情相談が寄せられないなど、管理不全状態ではありますものの、条例に抵触するような状況ではないという判断をして、勧告などの措置は講じなかったところであります。

なお、条例を制定する前、同じように80何か所から100か所の空き地を確認をしておりましたけれども、それまでは32か所、あるいは30か所で、その年度内一度も草刈りをされていなかったという実績がございます。条例を制定してからは11か所ということで、この条例の効果は出ているのではないかというふうに分析をしているところです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長おっしゃっていただいたみたいに、条例つくって、こういう形で町のほうでも取り組んだということで、効果が出ているのかなということで評価をさせていただきたいなというふうに思います。

おっしゃっていた11件対応していただけなかったところですが、連絡等はあるんですかね。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 全て所有者に郵送で現在の状況なりを複数回お知らせしておりますけれども、郵便物等戻ってきておりませんので、相手方には通じているというふうに確認

をしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 電話連絡等はされていないですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 所有者によりましては、今後何かございましたら連絡をしてくださいということで連絡先を教えていただいているところも多数ございます。そういったところはですね、何も言わなくても管理をしていただけるんです。こういったところについては電話番号等も登録をされておられませんので、郵送でのやりとりになってしまうということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。連絡先もわからないというところに対しての対処というんですかね、郵送はできますけども、そうしたところも、今後課題になってくるのかなというふうに思いますが、つくったことによって、つくって実施したことによって効果が出ているという点で確認をさせていただきます。

そうしましたら、その下のところのスズメバチの被害防止なんですけども、これも新たに設置していただいて、実際に交付されているっていうことなんですけども、ちょっとそのスズメバチの広がりっていうのも、実態についてはなかなかつかめないでしょうけども、申請を通じてどんな状況なのかなというの、町のほうとして、担当課としてどんな分析されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 以前、スズメバチというのは、普通、民家とかには営巣はしない、アシナガバチであるとかミツバチはそういったことがございますけども、スズメバチはそういったことはなかったんですけども、最近そういった苦情相談がふえてくるということはやはり、スズメバチにつきましても住むようなところがだんだん少なくなっているのかなというふうに思います。

26年度につきましては10件の補助をしておりますけども、その中身を見ますと、おうちの軒先が3件、庭の木にできていたのが4件、屋根裏が2件、物置の中にできていたのが1件というような状況になっております。

今年度につきましても、もう既に11件の補助をしておりますので、スズメバチの営巣については、もう民家でも普通にされるようになってきているのではないかなというふうに分析をしているところであります。

そういったところで、広報紙などでですね、ハチの上手な対処の仕方、また、初期対策が重要になりますので、4月号の広報、そして10月号の広報でももう一度お知らせをする予定にしているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ごめんなさい、これ、26年度予算で見込んでいた件数と、それと27年度の予算で計上している件数、ちょっと今わかるようでしたら、教えてもらえますか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 26年度予算計上させていただくときには、他市町村の状況などを参考にして、15件分の予算計上をさせていただきました。実績が10件だということで、平成27年度についても同様の15件の15万円を予算計上しているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今の段階で11件来ていますよということで、これ、年度内に予算以上の申請があったときには、どんな対応をされるのか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 要項では、予算の範囲内ということになっておりますけれども、予算流用なりの対応をして、全ての方に、申請された方に補助金を交付できるように努力をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

そうしましたら、123ページのところの家庭生ごみ減量化の促進のところ、段ボールコンポストの体験教室で、これ、数が、件数がすごいふえているんですけども、これはどういったことなんでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 段ボールコンポストにつきましては、電気式の生ごみ処理機あるいはEM菌を使った処理よりも安価で、しかも気軽にできるということで最近普及をしてくております。

そういったことで、平成26年の11月に段ボールコンポスト体験教室を開催をしましたところ、参加者が14名と少なかったこともございまして、年明けの27年1月号広報で、段ボールコンポストによる生ごみの減量方法について、気軽に取り組みますよということでご紹介をしたところ、2月の教室では46名、3月では54名と、一度体

験してみたいという方がふえたところであります。

段ボールコンポストはですね、微生物の力で生ごみを分解させるもので、扱い方によっては失敗もあるということで、町といたしましては、できるだけ取り組んでいただきやすい、できるだけ長く取り組んでいただけるように、体験教室終了後のフォローアップとして、定期的に相談会、あるいは段ボールコンポスト通信を発信をいたしまして、参加者の継続的な取り組みの支援をしているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 非常にいい取り組みかなというふうに思います。環境対策課におかれましては、この間ですね、生ごみ分別の問題だとか、ごみの仕分けの問題だとか、やっぱり丁寧に自治会さんを回っていただいたりとか、今おっしゃったように、実施した体験会のあとも定期相談会をやられるとか、やっぱり住民さんに対して丁寧な姿勢で取り組んでいただいているのがこうした効果にあらわれてきているのかなというふうに思いますので、今後もやっぱりこうした取り組みについてはぜひ頑張ってくださいということ、評価させていただきたいと思います。

続けて、127ページのところの小型家電のリサイクルなんですけども、一定、担当常任委員会でも報告はされていましたが、26年度7月に開始して、実際こういう状況だということで、25ページのところでですね、26年度については費用については無償で取り組むことができたというふうに説明書きがしてくれているんですけども、それについてと、今の状況についてと、お尋ねをしたいんですけども。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 小型家電のリサイクルにつきましては、平成26年度につきましては、環境省の小型家電リサイクルシステム構築実証事業に参画をいたしましたので、回収にかかる費用、処理にかかる費用、あるいは回収ボックスを設置する費用は全て補助金で賄われております。平成27年度より、本格的に資源化処理に移行をしているところであります。その状況でありますけども、7月末までに、ボックス回収、ピックアップ回収を合わせまして約7トン処理をしております、うちリサイクルされた率は約73%であります。

処理費用につきましては、有価として取り扱われておりまして、1キロ当たり5円で売却をしております、これまで約3万5,000円の収益があったところであります。

しかしながら、引き取り業務につきまして、どうしても運搬のコストがかかるということで、運搬費用については別途委託をしております。1回1万7,000円で委託を

しておりまして、これまで8回、21万6,000円を支出しているところであります。

なお、この小型家電の資源化処理に取り組まず、不燃ごみとして埋め立て処理していた場合は、7月末現在で20万5,200円となりまして、若干ではございますが、不燃ごみの処理よりも、小型家電を分別することによって安価で処理できているところがあります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 こういった形で、処分してしまうよりも資源として活用すると。さらに、売ることでもできるということなので、非常によい取り組みではあるなと思うんですけども、売るほうが高くならへんのかなという思いもありまして、その辺については、今後これが広まっていく中で、またそうした金額等については変わってくるのかなというふうに思います。

あと、これ、計上されている17万3,000円というのは、こういった費用なんですかね。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 施策の実施内容に載っております1,730円ですね。これにつきましては、周知するためのチラシの用紙代でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 単価、間違っていました。結構です。

ごめんなさい、もう1点。すみません、129ページなんですけども、これはことしの4月からですね、安心サポートごみの、サポートをやっていただいていますけども、今の段階でわかりましたら、登録されている件数ですね、と実態とお聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成27年の4月から開始をいたしましたごみ出しサポート事業の状況でございますが、4月現在は13件からスタートし、その後、申し込み等々がございまして、現在では22件の利用になっているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 当初見込んでいた件数と比べると、どんな感じで推移しているんでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 計画段階では、他市町村の利用状況等々から、当町では40件から、最大でも50件程度と見込んでおりましたので、現時点ではやや計画段階を下回る件数

で推移をしているところであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そら少ないにこしたことはないというふうに思うんですけども、周知もされているかと思いますが、今後また強化していただいて、漏れるということのないような形でまた取り組んでいただきたいなというふうに思います。

すみません、それとですね、またシルバーさんとの関係のところなんですけども、環境対策課で言いますと、火葬場の草刈り業務の委託をされていますけども、これについても、契約金額から割り戻しをすると幾らの単価になるんでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 1人当たりの単価は、時間給で705円になります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、その一番裏の資料にですね、ここにも環境対策課が所管されている業務の発注があるんですけども、これについてもそれぞれお尋ねしたいんですが。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、ペットボトル等の選別業務ですけども、これも時間給に割り戻しますと705円。生ごみ、バケツ洗浄業務につきましても、割り戻しますと時間給705円。粗大ごみの収集業務につきましては、受付が時間当たりに割り戻しますと715円、収集が880円となります。以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

平川委員。

○平川委員 110ページの両親学級の実施のところですけども、参加人数99人のうち妊婦が44人ということは、残りが、ご主人だったり、家族だったりというふうに考えていいんでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 両親学級132人につきまして、内訳は、パパママスクールで99人とサロンが33人参加されておまして、それを合わせて132人となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 すみません、そのうちの妊婦さんと、それ以外の、ご主人だっりのその内訳をお伺いしたいんですけど。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 すみません、妊婦さんはそのうち42人です。そのほか、ご主人や

家族の方で57名となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 母親を対象にしているそういう教室をされているところ、自治体にはたくさんありますけれども、両親学級ということで、男女共同参画とか、家族の支援とかという形で、こういう形で開催するのはすごく望まれることだと思うんですけども、実感として、その辺の効果っていうのは何か感じていらっしゃるかってありますでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 やはり妊娠期から主人も参加いただけるように土曜日の開催もやっております、その中で、やはり夫婦で助け合いながら子育てするという、そういったご認識を持ってもらうというのは非常に大事だと思っておりますので、こういった形で実施しております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。やはり男女共同参画ということで、男性の育児参加というのもこれから求められるということになりますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

それと、8ページの保健センターサポーターの養成っていうことで、平成26年の実施が4人ということで、この中でサポーターになられた方が何人いらっしゃるのかっていうことと、ちょっと人数が少ないように感じるんですけども、何回も開催するとだんだん参加される方も少なくなってくるのかなとは思うんですけども、このあたりは、運営とかという点で、このぐらいの人数で何とかやっていけるようなものなんですか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 保健センターサポーターの養成は、平成23年度から実施させていただいております。23年度は、受講者の方が16名おられて、15名の方が登録されております。24年度は、17名参加されて、17名登録していただいております。25年度は、11名参加で11名登録、平成26年度は、4名参加で3名ということで、この時点で合計53名の方が受講されて、46名の方が登録をしていただきました。

ただ、今年度に入りまして、再度皆様のご都合等を確認した中では、ご家庭の都合で5名、ちょっと参加できないということをお聞きしまして、41名、そして、27年度でもう既にこの養成講座が終わりました、5名参加していただきまして、5名の方が

登録していただきました。今年度の方を合わせて、従来の方と合わせて、合計、今、46名の方で活動をしていただいている状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。何年か開催されているので、家庭の都合などで抜かれる方を補充するっていう意味合いでは、いいのかなとは思いますが。

あと、9ページの生後3・4か月の乳幼児健診なんですけれども、受診率が94.9%っていうことなんですけれども、ここしばらくの児童虐待などで、こうした定期検診に来られない方の中でそういうことが見受けられるというケースもあるようなんですけれども、来られていない方に対する何かフォローとか、そういうことはされていますでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 斑鳩町では、町単独で、新生児訪問のあと、乳児訪問というのを実施しております。そういった形で、訪問するなり、あとはその子どもさんが幼稚園、保育所、または予防接種等を受けているかどうかということを確認しております。できるだけやはり新生児訪問後の訪問につきましては、そういった形を中心に訪問していただくということもやっております。

虐待等、平成26年度につきましては、全てを確認はさせていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。そうしたことがないように、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 そうしましたら、103ページの食生活講座の件でございますけれども、食生活講座の実施っていうことで、これの参加人数とか、それからまた、開催数はどれぐらいになっておりますでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成26年度は、4回実施をしております。参加人数、実人数で14名。4回実施していますので、延べというかでいきますと37人、延べで参加いただいています。

内容的には、栄養の、調理の基礎知識を学んでいただいて、その後、調理実習を含め、健康づくりと生活習慣病とか、食事のバランスガイドを利用した調理実習等を実施して

おります。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 主に参加される方は、どういう対象の方が参加されておられますでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ここに参加していただきましたら、その後、できたら食生活改善推進員のほうに加入していただくようお願いというか、その養成も兼ねて実施をしております。その14名の実際受けていただいたうちの3人さんが食生活改善推進員さんに登録していただいたという状況でございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 それでは、次に、106ページの子宮頸がんワクチンのことでございます。

この子宮頸がんワクチン、副作用等、いろいろこう、問題が出てきたっていうことで、接種者数も3名と減っておりますけども、その中で、何かこう、意見といいますか、こういう副作用が出てきましたよって訴えておられる方っていうのはいらっしゃるのでしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 国のほうでは、今、そのワクチン等の因果関係等がはっきりしないということで、平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況でございます。ただ、接種を希望される方につきましては、そういった内容を接種前に医師からきちんと言明を受けて、受けていただくと。受けられた方につきましては、接種費用は助成をさせていただいております。ただ、そういったことで、26年は3名ということになっております。

そういった症状につきましては、頭痛が治らないから、病院へ行っても、どこへ行っても原因がわからないという方も中にはおられます。そういった方につきましては、国が指定されている病院、奈良県では奈良県立医大ですけども、そういったところを受診してくださいという、そういった問い合わせがあった場合にはそういうふうに対応しているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 それでは次に、109ページの子宮頸がん健診のところでございますけれども、1歳6か月児の内科健診の中で、受診率は非常に高い状態なんですけれども、この中で、要観察児っていうのが91名いらっしゃるっていうことで、要観察率が37.4%、割かし高目の数字が出ておりますけども、この1歳6か月の要観察児っていうのはどうい

う状態の方を、でしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 まず、言葉が、言葉数が少ない、出てこない、多動、それと、言っていることがちょっと理解しているかどうかちょっとわかりにくいと、身体的に成長が少し、平均より体の成長が小柄ではないかというような、そういった部分で注意深く観察していかなければいけないという方が、今、1歳6か月で91人という形になっております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 そうしましたら、小学校へ上がられるまでの間、切れ目なく町としては見ていただけるっていう方向性でしょうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 その後、斑鳩町で独自で2歳の歯科健診っていうのを実施しております。そのときに来ようにはご案内させてもらって、その後の発達状況とか、要観察で指摘あった部分についてどうかっていうのを確認をさせてもらう。必要に応じて子育て教室にご参加してもらったり、あとは、心理的に必要であれば臨床心理士の先生に診てもらうとか、そういった形で。あとはまた3歳児健診がございますので、3歳児健診でも同じように状況を見ながら、心の面であれば臨床心理士の先生に診ていただく、あるいは療育教室を紹介したりとか、また、子育て教室、そして、リハビリが必要であればそういった専門のところに紹介をする。それと、また、3歳児健診につきましては視力検査もありますので、そういった視力検査とか、多動、指示が、言っていることがわかっているかということに注目して、3歳児の場合は要観察児として67人挙がっている状況でありますけども、常にそういったほかの医療機関とか療育教室等と連携をとり、専門の先生のご指示を仰ぐという形をとっております

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 それでは、3歳児の歯科健診のところでありますけれども、やっぱり1歳半から見ましたら、かなり多い人数の方が要観察になっておられますけれども、食べるものも多種多様になってこられる年代だと思うんですけれども、この辺で、親御さんに対するご指導とかそういうのも、具体的にありましたら教えていただきたいんですけれども。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、ご指摘いただいたとおり、保健センターでも3歳の虫歯の対象

の方が多というふうには把握しております。ただ、3歳になりますと、自我が芽生え、自分の意思で甘いものとかというものを食べるようになってくる時期であるというふう  
に考えております。そういったことから、保健センターでは、幼稚園、保育所に出向き  
まして、歯科衛生士、母子推進員さん、そして保健師が出向いて、子どもを対象にブラ  
ッシング指導を行っております。

ただ、今、ご指摘いただいたように、歯磨きは親の仕上げ磨きっていいですか、そう  
いうようなものも非常に大事になってきております。ですから、親御さんに、虫歯予防  
に対する親の意識を高めるような働きかけは今後もまた引き続いてしていく必要がある  
というふうに思っておりますので、引き続きそういった機会を捉えて啓発していきたい  
というふうに思っております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。

それと、次に、112ページの一番下のところでございますけれども、産婦人科一次  
救急医療体制の整備というところなんですけれども、この一次救急医療の体制の整備っ  
ていうのは、どういう形の体制の整備を整えていただいたのかっていうところを教えて  
いただきたいです。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 以前、奈良県内で、緊急搬送でたらい回しになったという事象があ  
りました。それを受けて、奈良県内で産婦人科を標榜している医療機関で、輪番です  
ね、休日・夜間の救急医療体制をとっております。まず、これに要する経費として、計  
上した支払いをしている金額でございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 すみません、そうしましたら、次の、最後ですけれども、127ページのごみ  
収集車の件なんですけれども、ごみ収集車の耐用年数と1台の単価につきまして、教え  
ていただきたいです。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ごみ収集車には、一般的に、ロータリー車とパッカー車ございま  
す。可燃ごみを収集するロータリー車は、ロータリー部分の利用頻度が高く、おおむね  
10年を過ぎますと修理回数が増加していく傾向にございますので、更新時期についま  
しては、13年から15年を目安にしております。また、パッカー車につきましては、  
ロータリー車より構造は複雑ではないものの、おおむね12年を経過したころからプレ

ス部分に修理回数が多くなる傾向にあることから、15年以上を経過したものを更新対象の車両としているところであります。なお、当然ながら更新時期はあくまで目安であり、そのときの状況によって延長して使用することも基本としております。

なお、単価につきましては、平成26年度、パッカー車1台を購入しております。その単価につきましては、574万5,600円でありました。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 113ページの一番下の、このスリム教室って、こう、書いている、これ、26年度から始まったのかなと思えますねんけど、この2つ上のメタボリックシンドローム予防教室、この、ちょっと違い、教えていただけますやろうか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 メタボリックシンドローム予防教室につきましては、主に特定健診受診者の方を中心としてメタボリックシンドロームのお話をさせていただくと。集団指導として、食事のとり方とか運動方法の紹介、また、生活改善の目標を立てていただくという教室となっております。

スリム教室につきましては、栄養や運動についてより具体的に生活習慣の改善を図り、適正体重、いわゆるBMIになっていただくということを中心とした教室として実施しております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、この下のスリム教室は実際こう、体を動かしてやるもので、上のメタボリックのこれは話を聞くと、こんな感じなんでっかな。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 そうでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 このスリム教室というのを、これはこれ、26年度やられましたけど、これは続けていかはるような感じで考えておられまんのかな。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この2つの教室につきましては、内容的には、メタボリックシンドロームとスリムは内容的に同じなので、この教室は1つにし、また、運動につきましてははつらつ運動教室も行っておりますので、そこに統合して、ここでしている分につきましては、ことしにつきましては、生活習慣病で一番こう、減塩が非常に、減塩をテ

マにした教室に変えて実施をしております。今年度、奈良県のモデル事業ということで、斑鳩町もそこに入れていただいております、そこから生活習慣病の改善という違った視点で今年度は実施をしております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、お話聞くと、生活習慣病という枠の中でいろいろなテーマを、こう、年次ごとに、こう、やっていただくという、これはなかなかええん違いまっしゃろかな。いろいろまたテーマが変えてやっていただくことを、私、また見せていただけるような格好で、またよろしく願います。

続きまして、123ページの空き缶の分別回収、また、ちょっとページあれですねんけど、126のこの廃油の引き取り、この、まあ言えば、多分これ、たしか、前、お話聞くと、売却されていると。そやから、ちょっとこう、売却されて、こう、回収されたものが売却されているやつの状況、大まかなものでも結構ですので、ちょっと教えていただけますか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 町では、少子高齢化などの理由によりまして地域で集団回収ができない11自治会につきまして、月1回、町で回収をしております。また、住民の方が新聞、雑誌、段ボールなどを持ち込まれますので、町で回収した古紙類と合わせて売却もしております。また、先ほどご質問ございました、町内4か所で設置しています空き缶回収機で回収したアルミ缶あるいはスチール缶についても売却をしております。廃食用油、あるいは放置された自転車についても、期限が過ぎたものについては売却をしているところであります。

平成26年度の数値で申し上げますと、古紙類の回収で24.64トン、売却額は30万8,800円、古紙類の衛生処理場への持ち込みで124.16トン、売却金額で145万6,090円、アルミ缶で4.34トン、41万2,300円、スチール缶で1.27トン、2万5,400円、廃食用油で1万1,000リッター、11万円、廃自転車で269台、1万760円、合計232万3,350円が雑入の資源物売り払い代金として収納されているところであります。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ざっと200万超える金額、そうやってやっていただいていると。

これ、ざっとで構いまへんねけど、経費と比べたら、売却価格とか経費っちゅうのはどんな感じ。もうざっとで結構でっから、こう、どんな感じに今なっているんか、教え

ておくんなはれ。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 古紙類の回収、月1回につきましては、第2土曜日に行っておりますので、収集員の超過勤務手当、その分だけがかかっているということになるんですけども、その、ちょっと金額については、今、持ち合わせておりませんので、また後刻、調べてお知らせします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 もうざっとで。結局、まあ言うたら、売却してるのと、大体これぐらいの経費がかかって、まあ言えば、マイナスになっとるんか、いや、若干でもプラスになっているか、その感触っていいですかね、課長の、ちょっとそれをお聞きしたかったんですわ。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 当然売却金額は232万以上ありますので、収益のほうかふえているというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それ聞きたかったんですわ。

続きまして、最後に、128ページの環境パトロールの実施、これ、前年度35万ぐらいのやつが、ちょっと56万に金額ふえてまんねけど、その理由。それでまた、このごみの回収量が減っているのに金額がふえていると、このあたり、ちょっと教えていただけますか。128ページの下から3つです。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境パトロールの実施の決算額でございます。平成25年度が35万7,169円だったのに対し、平成26年度では56万9,430円と、約22万円増加をしております。これにつきましては、環境パトロール車の維持管理費、燃料費のほか、平成26年度では、これまでに不法投棄が年複数回あった4か所に、ダミーではございますが、防犯カメラを設置させていただいた分が増加をしているものであります。

具体的な防犯カメラの設置場所でございますが、白石畑に向かう町道157号線の最終処分場から約100メートル下ったあたりのヘアピンカーブの付近に1か所、富雄川の安富橋上流付近に1か所、目安のJR線路下に1か所、そして第1浄水場の行きどまり付近に1か所設置をしております。

設置後でございますけども、平成25年度まではこの4か所、多い年で年間4回、少ない年でも1回は電化製品の大量投棄あるいは住宅解体のがれきなどの悪質な不法投棄

があったんですけども、この防犯カメラを設置してから不法投棄は確認されていないところであります。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 えらいおもしろいことをして、おもしろいっちゃうたらあれでっけど、よう考えてしていただいてまんねな。これ、実際のカメラやと、相当安価な部分でこのダミーのやつになると思う。これは非常に今後、まあ言うたら防犯とか、そんなのでも場合によったら、こう、まぜていけるんかなと、今ちょっと思ったんですけど。ちょっとそういうので、結果、効果が出ているということで確認させていただきました。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

小村委員。

○小村委員 すみません、117ページなんですけれども、この訪問指導の実施っていうのは、具体的にどのような内容なのか、まず教えてください。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 大人の方を対象に、訪問して保健指導を実施しております。内容につきましても、特定健診の受診後、指導の必要な方に対しまして訪問し、平成26年度は特に糖尿病予防のために慢性腎疾患の方とか、そういったおそれのある方を対象として特に訪問をさせていただきました。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 訪問指導の効果というか、手ごたえっていうのはどのように感じていますか。相談内容だとか、こちらが行って、定期診断を受けるようになったりだとか、そのような効果は感じておられますか。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 別途、保健事業を開催する教室等の案内もさせていただきまして、やはり十分、訪問して、そういったことで改善をしなければいけないという方の意識づけで、何人かは教室に参加していただいて、続けていただいているという状況でございます。100%ではございませんけども、そういう方を何人かでも、こう、教室に参加して、健康への維持・増進を図るという意味では、一定の効果があるのではないかとこのように考えております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 今、何人かって言われましたけど、実数は把握されていますか。実数がわかれば、効果があるのであれば、もう少し訪問者数を広げてもいいのかなっていうふうに

思うんですけども。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ちょっと実数は正確には把握はしておりませんが、何名かの方が来ていただいているというふうには聞いております。

あと、こういった教室来ていただいて、実際に健康のことについて関心を持っていただくというのも一つなんですけども、あと、地域のほうに出前講座っていうのがありまして、そういったところにも出向いたときに健康のお話をさせていただいて、こういったいろいろな教室がありますのでぜひ参加してくださいと。あとは、健診の受診の勧奨等々をやっておりますので、そういった形で健康の意識を高めていただくような取り組みはしておりますので、そこから何人来ていただいたというのは、ちょっとまだここには、実数は把握していない状況でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 周知の方法としてですね、広報に載せたりとかいろいろなものがある中で、訪問指導っていうのはより直接的な周知になると思いますので、どれぐらいの効果があるかわかれば、職員さんが行くという、いわゆるそれもコストだと思うんですけど、そういうコストと比較してどれぐらいの効果があるのかっていうのをまた考えてみたいので、これから、もしあれでしたら、機会がありましたら、実数把握のほうをよろしくお願いいたします。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第4款 衛生費についての質疑を終結いたします。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

安藤住民課長。

○安藤住民課長 すみません、先ほど衛生費の中で木澤委員さんよりご質問いただきました、今年度これまでの出生率について、ご回答申し上げます。27年8月末までの出生数は、80人でございます。なお、26年度の同時期までの出生数は、72人ございました。以上でございます。

○坂口委員長 次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明申しあげます。失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の136ページでございます。第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。

商工総務費のうち、社会参加の促進・支援として、シルバー人材センターの支援につきましては、高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりの支援として、斑鳩町シルバー人材センターに対し、活動助成金で830万円を助成しております。

次に、消費者保護対策の充実として、消費者相談の実施でございます。毎週木曜日の午後、第4木曜日については午前と午後に、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、住民の方々からの複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めました。また、引き続き生駒郡4町の広域連携による相談体制の充実に取り組みました。

以上で、第6款 商工費のうち住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 これ見ますと、契約金額が6,800万円ぐらいですかね、大きく減っているのと、就業人数なんかも減っているんですけども、これはどういった理由によるものなんでしょうか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、契約金額が減っておるといのは、民間の、これ、全体の契約金額ですので、民間の方の契約が減ってきていると。町のほうはそんな変わってございませんので、民間の請負の仕事が減っておると、もう単純にそれだけです。その理由については、やはり各会社の、やっぱりいろいろな事情があると思いますので、それについては今、町のほうでは把握いたしておりません。当然、契約金額減っている、相手も仕事減っていますので、当然働く人数が減ってくるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ見ますと、就業率100%ってなっていますけども、これはどういうふ

うに見たらいいんでしょうかね。会員さん。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 登録されている会員さんが働かれている率でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ということは、あれですね、町長答弁されたときに、仕事が偏っているっていうふうにおっしゃっていましたが、きちっと登録されている人、皆働いていただいているということですよ。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 そういう意味ではなくて、民間に2日でも働いたら、それで仕事についていくことになってきますので、その仕事の中に、いろいろな仕事がございます。ふすま張りもあれば、ちょっとした買い物のお手伝いもやっておられますので、そういう関係です。それで、大きく偏るといって町長ご答弁されましたのは、例えば剪定とかございませぬ、こういう部分については、やっぱり非常に技術が要しますので、やっぱりそういう方に偏ると、そういう意味で町長は答弁されておるといふことなんです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっともう一つ、1点だけね、先日の町長の答弁の中で気になったことがあるんですけど、町長、シルバーの実情のことをもっと知った上で対応が必要だといふふうにおっしゃって、どんな言い方してはったんかな、町に相談がないといふことで、シルバーのほうで決めはるねんと、そんな言い方してはったかと思うんですけど、ちょっと違うかもしれませんけど。シルバーさんと懇談をしたときに、以前は、住民生活部長ですかね、がシルバーの理事に入ってはったんかな、立ち上げ当初のとき。たしか町からも職員がシルバーの理事として入って、いろいろ実情についてもつかんではったと思うんですけど、今はそういう体制になっていないと。逆にシルバーさんのほうが、入ってほしいんやっというふうにおっしゃっていたんです。その点についてはちょっと違うかなと、認識としてはね、思うんですけど、そこはいかがなんでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう実態から言いますと、シルバー人材も役員改選がございますから、その中でいろいろともめたことも事実ですし、そういう中で、我々の関係等が参加するのはどうかという、やっぱりいろいろなことがあると思います。

やっぱりこれ、一番問題は、今、副町長言うように、やっぱり週2日ほど、そういう健康管理のために国がそういうものをつくってきた。そのかわり補助金としても、やっ

ぱり1,000万、斑鳩町出しているのは1,000万ぐらいです。町も1,000万円したから。そのところはやっぱり順調にきていたわけです。

それよりも、私はやっぱりこの経過っちゅうのは、シルバー人材をつくられた創始者、やっぱりこの山崎吉平さんっていう方が、全てのことを努力しながらやってこられた。それをあと継いできた中で、私はやっぱり何かどうもシルバー人材の中で意思疎通が図っていない面も私はあるということを見て、現地を見ている中で思うわけです。そういうことを踏まえて、やっぱりざっくばらんに。今、女性が理事長でございますけれども、やっぱり役員の方々もおられるけど、いつの間にかこの役員になっている人もおられるわけですから、そのことをやっぱり十分理解していかなかったら、町との関係っていうのは。

私はできれば、何も別に町から誰か1人をですね、シルバー人材へ雇用してもうたら一番いいわけです。だけど、それ、雇用することもできないわけですから。仮に役場を辞められた方をシルバー人材でもね、やっぱりそういうことをしていかなかったら、私はどうも関連性が乏しいと、だからやっぱりそういう折衝ができない。いつの間にか、今、シルバー行ったら、その関係の方が1人また採用されている。そういう中をね、十分見ていかなかったら、私はこれ、もたないと思うんです。

だからやっぱりそういうことも十分配慮しながら、町はやっぱり担当も非常に悩んでいますし、やっぱりうちかてこのごみの問題にしても、結局、大型のごみをシルバー人材さんが、その当時理事長が、やっぱりぜひやらせてほしいということがあったものですから、そういう契約をさせていただいているわけですから、値段的にもこれでいきますということで、それだけの収益があったらシルバー人材もこれで運営できますということですから、やっぱりいろいろなことは折衝はあったと思います。今、そういうことが、担当の職員も、なかなか切り替えができないっていうか、そこらのところも十分考えていかなかったら、やっぱり意思の疎通を図っていかなかったら、私は、シルバー人材というのは。

今、ポスティングとか、いろいろな仕事はありますよ。ただ、民間の関係等については、万代とか、あるいはそういうところがなくなってきたら、私は大変しんどいなと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 町長のほうとしても、町とシルバーさんとの意思疎通を図るということについては望んでおられるというふうに思いますし、言うてはったシルバーのほうで町の職

員を雇用すると、そんなことはとてもじゃないけど難しいでしょうし、そうでなくて、きちっとかかわるような体制ですね、どんな体制がつかれるのかっていうのも、それぞれお互い歩み寄る中で模索していけるというふうに、今ね、町長の姿勢、答弁聞かせていただいて、そういうふうに感じましたので、そのところはちょっとすれ違いがあるのかちょっとよくわかりませんが、改善をしていけるのかなというふうに思います。ただ、単価のことについては、もう先日ですね、議論させていただいて、町の考え方はそうなんだということで理解をしておきます。結構です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小村委員。

○小村委員 この消費者相談の実施についてなんですけど、これは相談内容はこういった内容が寄せられておりますでしょうか。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 ただいま消費生活相談の内容についてお尋ねいただきました。主だったもので申し上げます。例えば、インターネットの有料サイトに誤って入ってしまい、高額請求を受けたとか、あと、テレビショッピングで通販購入した商品を返品したいが、返品は不可と表示していたと言われたといった相談、また、例えば、1回限りの購入のつもりで健康食品を買ったが、1か月後、注文していないのに同じ商品が届いて、連絡すると、期日までに連絡がなかったので定期購入扱いになっていたといったような、さまざまな相談ございますけれども、最近、インターネットの購入でありますとか、通信販売によるトラブルの相談が割と多く寄せられております。以上です。

○小村委員 そうしたら、消費者生活センターに言うような内容を、そこまで行けないというか、町で相談を受けたほうが住民さんにとってより良いサービスであるのでしているという理解でよろしいですか。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 ただいま議員さん言われたことも当てはまると思いますけれども、付け加えて申させていただきますと、県の消費生活センターのほうは、土、日、祝日を除く毎日実施されております。斑鳩町のほうは木曜日に実施しております。来庁していただいて相談していただけるのは木曜日だけになっております。お電話で相談いただきましたらですね、例えば県の消費生活相談センターのご紹介をさせていただくこともございますし、ぜひ近くに行って相談したいというご要望ございましたら、今、生駒郡でネットワークを組んでおりますので、月、火、水、木は生駒郡の4町で曜日を分けて相談

しておりますので、例えば火曜日でしたら、安堵町が今やっておりますので安堵町に行ってくださいといった紹介もさせていただいているところでございます。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 相談に来た住民さんの相談内容は、ある程度解決をしていっているという認識でよろしいですか。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 これも相談によってさまざまでございます。例えば、その方がですね、きちんと契約内容を読んでいないといったことでされますと、どうしてもその契約が成立してしまっているという場合もございますし、また、8日以内でございましたらクーリングオフの手続きできる場合もございます。そういった場合には、クーリングオフの手続きも消費生活相談員のほうから事細かに説明させていただいております。また、内容証明つきの文書でもって企業さんに文書を送って交渉するといった、そういった手段なども指導しておりますので、さまざまな対応で、できる限りの対応をさせていただいているといったところでございます。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 今、聞いていますと、やっぱり高齢者の方とかが、インターネットとか、これからも、万代のスーパーが閉まったときとかはやっぱりインターネットで購入とかも考えられると思うんです。そのときにもまた相談が多く寄せられるので、すごくいい取り組みだなと思っております。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費について、質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第3号 平成26年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第3号

平成26年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

なお、説明させていただきます資料につきましては、この製本されております平成26年度歳入歳出決算書と、それから主要な施策の成果報告書をもちまして説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは、失礼して座って説明させていただきます。

まず、平成26年度の歳入歳出決算書、製本されているものでございますけれども、これの22ページをお開きをいただきたいと思っております。22ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。

平成26年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額が32億923万2,332円、歳出総額が36億5,733万9,700円となりまして、歳入歳出差引額は4億4,810万7,368円の歳入不足となっております。

このため、平成27年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行い、決算を終えております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から、それぞれ款ごとの説明を申し上げます。

主要な施策の成果表190ページから194ページでございます。第1款の総務費でございます。

まず、190ページの第1項 総務管理費でございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用でございます。

平成26年度末現在における加入世帯数は4,189世帯であり、総世帯数に占める割合は37.0%、被保険者数は7,227人であり、総人口に占める割合は25.6%となっております。

次に、191ページから194ページにかけましての第2項 徴税費でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの費用でございます。

平成26年度の国民健康保険税の状況についてでございますが、192ページの表をごらんいただきたいと思っております。現年度課税分では、平成26年度、一番下の行でございますが、調定額が6億5,772万2,700円に対しまして、収入額は6億2,1

71万6,700円で、収納率は94.5%でございます、前年度より0.2ポイント上昇をしております。

一方、滞納繰越分でございますが、193ページでございますが、193ページの表の平成26年度、一番下の行でございます、調定額が1億7,604万6,340円に對しまして、収入額は2,840万8,805円で、収納率は16.1%でございます。前年度より1.0ポイントの増となっております。なお、滞納処分の実施状況につきましては、差押で1件、交付要求で4件、滞納額で317万4千円を処分いたしております。これらのうち、換価または配当があったものは1件で、金額では12万6千円となっております。

また、194ページでございますが、194ページの不納欠損処分の状況でございますが、処分類は1,852万3,462円となっております。

次に、同じページの第3項 運営協議会費でございます。平成26年度につきましては、国民健康保険税の改定、国民健康保険特別会計の予算・決算、特定健康診査の実施状況等について審議いただくため、国民健康保険運営協議会を、5回開催をいたしております。

次に、第4項 趣旨普及費でございます。被保険者証の更新にあわせて、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布したものでございます。

次に、195ページから198ページにかけましての第2款 保険給付費でございます。

まず、195ページの第1項 療養諸費、第1目の療養諸費は、本会計の過半を占める中核的な科目であり、前年度と比較いたしますと、919万9,348円、0.5%の増となっております。被保険者の年齢構造が高齢化しているとともに、医療技術の高度化や疾病構造の変化等により、保険給付費のゆるやかな増加傾向はこれからも続くものと考えられます。

次に、197ページでございます。第2項の高額療養費でございます。前年度と比較いたしますと、144万8,336円、0.6%の増となっております。高額療養費は、70歳以上の高齢者ではその自己負担限度額の基準が緩やかであることから、対象となる件数が増える傾向にございます。一方、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することとなり、1件当たりの平均額は、70歳未満の場合よりも少なくなる傾向を持っているものでございます。高額療養費の支給状況は、支給件数は年々増

加で推移をしております、この傾向は今後も続くものと考えております。

次に、198ページでございます。第3項の移送費でございますが、給付はございませんでした。

次に、第4項の出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は、前年度より11件減の19件でございます。

次に、第5項の葬祭諸費であります。葬祭費の給付件数は、前年度より3件増の47件でございます。

続いて、199ページの第3款 後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度への医療保険者からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金3億9,008万2,127円を納付いたしております。

続いて、第4款の前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に再配分することとなっております。本町も、保険者として、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金27万6,653円を納付いたしております。

続きまして、200ページでございます。第5款 老人保健拠出金でございます。老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、精算に係ります事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

続きまして、第6款 介護納付金であります。介護保険の給付費に要する費用に充てるため、40歳以上65歳未満の人数に応じて、社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付しております。

続きまして、201ページの第7款 共同事業拠出金でございます。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体として、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業等を実施しており、これらに係ります拠出金を支出したものでございます。

続いて、201ページから202ページにかけましての第8款 保健事業費でございます。

まず、201ページの第1項 特定健康診査等事業費でございます。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備群の減少を目的として、被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。平成26年度においても、個別健診に加え、集団健診、年3回を実施いたしまして、受診者数は1,670人、受診

率は29.7%でございました。

次に、202ページでございます。第2項の保健事業費でございます。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めていただくため、医療費通知を送付するとともに、116人に対して人間ドック健診受診費用の助成を行いました。

続いて、第9款 公債費でございますが、一時借入金の借入れはございませんでした。

続いて、203ページの第10款 諸支出金でございます。

まず、第1項 償還金及び還付加算金でございます。所得の修正や重複納付などによって過誤納付となった国民健康保険税の還付、また、国庫補助金や療養給付費交付金について、前年度で超過交付となっていたものを精算還付したものでございます。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金であります。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、法令で2割負担とされている自己負担を1割に軽減するため、国が1割相当額を負担することとなっておりましたが、この国負担分を保険者が一旦立て替えて、奈良県国民健康保険団体連合会に支払いしたものであります。なお、立替分は、国民健康保険団体連合会を通じまして国に請求し、指定公費負担医療立替交付として交付される仕組みとなっております。

続きまして、第11款 予備費でございますが、平成26年度の充用はございませんでした。

続きまして、204ページでございます。第12款の前年度繰上充用金でございます。平成26年度会計におきまして4億7,674万6,309円の歳入不足が生じたことから、平成27年度会計で繰上充用の予算補正を措置したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。188ページにお戻りをいただきたいと思っております。188ページの第2表でございます。歳入決算の内訳を記載をいたしております。なお、この決算額につきましては、千円単位で表記をいたしております。

まず1行目の、第1款 国民健康保険税につきましては、決算額が、6億5,012万5,505円でございます。前年度と比較いたしまして、2,031万8,718円、3.0%の減となっております。

次に、2行目の第2款 国庫支出金でございます。決算額が、7億259万4,445円でございます。国庫負担金として療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、国庫補助金として財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に、3行目、第3款 療養給付費等交付金は、決算額が、8,335万8,000

円でございます。退職被保険者等の保険給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、4行目、第4款 前期高齢者交付金は、決算額が、10億6,708万5,645円でございます。各医療保険者が負担し合った納付金について、社会保険診療報酬支払基金から、後期高齢者が多い医療保険者に対し前期高齢者交付金として再配分されたものでございます。

次に、5行目の第5款 県支出金でございます。決算額が、1億5,817万7,867円でございます。県負担金として高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、県補助金として財政調整交付金などを受け入れたものでございます。

次に、6行目、第6款 共同事業交付金は、決算額が、3億2,532万3,905円でございます。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付される高額医療費共同事業交付金、また、県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るために交付される保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、7行目、第7款 財産収入は、決算額が13円でございます。国民健康保険財政調整基金の預金利子で、同額を当基金に積み立てをいたしております。

次に、8行目、第8款 繰入金は、決算額が、2億1,757万8,060円でございます。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費及び療養給付費に係る町負担などの法定の繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補てんするための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、9行目の第9款 繰越金でございますが、平成26年度会計においても実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生いたしておりません。

次に、10行目の第10款 諸収入は、決算額が498万8,892円でございます。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金が主なものとなっております。

平成26年度の国民健康保険事業の財政状況は、単年度では黒字となったものの、依然として厳しい状況が続いております。介護保険分だけでなく、後期高齢者医療支援金分に係る国民健康保険税についても、当該納付金に充当するには賦課額が足りず、これを医療分で立てかえる状況が続いていましたことから、平成27年度におきまして、後期高齢者医療支援金分及び介護分の税率改定を実施させていただいたところでございます。

以上で、議案第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 国民健康保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ページ数で言えば190ページのところに当たるかなと思うんですけども、国民健康保険の加入者ですね、若干、総数としては減少傾向になるかなと思うんですけども、中の構成っていうのがどういうふうになっているのか、教えていただけますか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、6歳未満につきましては200名で、6歳以上64歳の方が3,666名、65歳以上が3,361名となっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間ですね、非正規とか派遣が広がる中で、若い人も会社の保険に入れずに国保に加入するという傾向があるというふうな認識を持っているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 平成26年度につきましては、いわゆる社保離脱者が189名、社保加入によります減少分が670名となっておりますのでございます。若い人のいわゆる失業等による国保への加入ということでございますが、以前よりは増加しております。主に、現在目立っておるのが、いわゆる会社やめられて、退職された方の加入がふえておるといような状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました、ありがとうございます。

それとですね、こんな聞き方するのも変かもしれませんが、数字上で言うと単年度では黒字になっているかなと思うんですけども、これは純粹にそういう理解でいいんですかね。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 単年度の収支では、黒字になったということでございます。しかし、過去、累積を引きずっておりますので、全体としては赤字であるという認識でよろしい

かと思えます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そうしたらですね、201ページのところの特定健康診査の実施なんですけども、これにつきましては、町のほうでは大分努力はされているかと思うんですけども、受診率がなかなか伸びないという点で、町のほうとしては、今後のことも含めましてですね、どんな取り組みをされていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思えます。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 受診率のほうは、この制度が始まりましたのは、平成20年からでございます。その当時と比べましたら増加しておるわけなんですけども、特に、あえて行かれない方というのは、既に医療機関にかかっておられる方とか、健康に自身があるということで自分の判断で行かれない方等々がございます。それらの方にどういったPRかということなんですけども、年4回、広報では周知をいたしております。保健センターの教室等でも周知はしておるんですけども、新たに、保険証を発送するときにそれぞれ個人に周知のチラシ等を入れてまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それはいつからになりますか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 既に27年度はもう発送済みでございますので、28年度からそういったPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 お医者さんに行かれる方っていうのは、年がいくほどやっぱり回数もふえるということなんですけども、そこも予防はしていただかなければいけませんけども、やっぱり現役世代の方にきちっと検診を受けていただいて、特に成人病を未然に防ぐっていうんですかね、そういうところがもうかなり重要になってきていると。それについては町の職員の皆さんも十分認識はお持ちだというふうに思うんですけども、やっぱりこれだけ保険料が高くなってきている中で、もうこれ以上上げられないと。では、どういうふうになればいいかっていうと、やっぱり医療費をどう抑制していくのかという点で、取り組みは進めていただいていますけども、新たにそうして通知もされるということで、町のほうにおかれましては、やっぱりいろいろな全国の取り組みも含めてですね、研究をしていただいて、特にやっぱり現役世代の方ですね、特定健診受けていただくように、

さらなる努力をお願いしておきたいと思います。

私も、私事ですけれども、初めて特定検診の案内来て、行こうとは思っているんですけども、やっぱりなかなか時間がとれないということで、必ず今年度中には受けたいというふうに思っています。ちょっと余計なこと言いましたけども。

そうしましたら、全体にかかわることなんですけども、今、国保については、広域化というか、一元化というか、いうのが進められていっていますけども、今、進めるっていうか、調整段階だとは思いますが、今の状況がどんなふうになっているのかっていうのを、お尋ねしておきたいと思うんです。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移管することを柱といたしました国保法改正案が本年5月27日に可決成立し、同月29日に公布、一部施行となっておりますのでございます。この成立を受けまして、詳細について検討するため7月の14日から協議を再開し、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議が現在行われているところでございます。都道府県が市町村に課する納付金の算定方法や財政安定化基金の交付要件、保険者努力支援制度の評価指標、国保運営方針の策定等の事項について協議が行われておるといふふうに聞いておるところでございます。

一方、奈良県におきましては、広域化等支援方針に基づき、現在、県及び市町村の代表者が参加するワーキンググループにおいて、標準保険料の算定等を中心に、協議、検討を行っておるといふような状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 私もこの制度、自分なりにちょっと勉強し始めたところなんですけども、正直言うてとんでもない制度だなというふうに思っています。私自身はこんな移管は賛成ではないんですけども、今、協議の段階で具体的に何か決まっていることがあれば、お尋ねしたいと思うんですけども。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 具体的といいますか、いわゆる都道府県と市町村の役割等については固まってきておるところでございます。まず、都道府県の役割でございますが、国保医療費等を推計し、それを賄うために、市町村ごとに医療水準や所得水準などを考慮した国民健康保険事業納付金を課すほか、国保運営方針の策定、市町村ごとに本来必要な標準保険料の提示などの役割を担うというところまでは定まってきております。

一方、市町村の役割につきましては、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、

国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施、その他の国民健康保険事業を適切に実施するということろまでは固まってきております。具体的に申しますと、地域住民との身近な関係のもと、資格管理や保険料の給付の決定、保険料率の決定、保険料の賦課徴収、保健事業などを引き続き担うというふうなところまでは固まってきております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 平たく言うと、今まで市町村がやってきた保険料の決定権等は市町村が持っているけども、結局、県のほうからいくら納めてくださいという納付額が示されるという方向になっていくのかなと思っていまして、その中で、標準保険料っていう考え方について、非常に問題のある考え方かなと。今、それぞれの市町村で発生している医療費に対して、自分のところで必要な分の保険料設定していますけども、今度はそれが一元化されると、もともと低かったところが、標準化されて上がってしまうと。逆に、高いところが低くなるっていうことがあるかもしれませんけども、そうするとやっぱり不満がいろいろ出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。こうしたことについては、法律等で決まっていますけども、奈良では奈良モデルという形で推進されているようですけども、やっぱり実態にかけ離れたことが決められようとしているんですしたら、町のほうにおかれましては、やっぱり町の実態をですね、きちっと県にも伝えて、適正な制度として運営できるように努力をいただきたいというふうをお願いをしておきます。

そうしましたらですね、もう1点、この26年度から、70歳になる方の自己負担額が1割から2割に上がるという、国のもともと補てんされていた、補助金になるのかな、がなくなっているというふうに思うんですけども、それによって、26年度では何人の方が2割に変わっているんでしょうか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 70歳以上の方、平成26年度では1,706名となっております。2割に該当する方が232人。これにつきましては、平成26年4月2日以降に新たに70歳になられる方でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それによって、町の国保会計に与える影響っていうのは、どんなふうを考えてはりますか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 これの制度変更につきましては、ほとんど補助金の交付でありますとか、負担がございませんので、影響は多少はあるというふうに考えております。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 今、木澤委員からちょっと質問があった広域化、一元化っていう、これ、今、平成30年という形で入ってきているとなってきたときに、私はやっぱりずっと気になっているのが、当町の累積赤字、これがもしこの広域化、一元化に問題になってくるのであれば、もう期間も短いですし、どういう形で処理をされようと、もし、なるのであればどういう処理をされようとしているのか、ちょっとこれ、副町長、お願いしたいんですが。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 今現在のところでは、特別会計そのまま引き継ぎますので、先ほども説明がございましたように、今の会計そのまま引き継いでいきますので、このまま赤字については繰上充用しながら財政処理をしていくということでございます。ただずっと、町全体を見た場合に、それならそのまま4億8千万でええんかどうかということで、今回、改定をさせていただきましたので、また年々この赤字も減ってこようかと思えますけども、やっぱり徐々にはこの赤字は解消していかなければいけないと、こういう状況です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、この一元化によって、短期間に累積赤字をなんとかしなければいけないというような形にはならないと、それは安心いたしました。ただやっぱり、累積赤字はあるわけですから、それに対して、やはりそれを減らしていく、その辺の形でまた努力していただいて、また議会のほうにもいろいろな形で提案していただくという形でよろしくお願いします。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成26年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

この特別会計の説明につきましても、先ほどの国保の特別会計と同じように、平成26年度の歳入歳出決算書と主要な施策の成果報告書に基づきまして説明をさせていただきます。失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、まず、平成26年度の歳入歳出決算書の40ページをお開きいただきたいと思います。40ページの実質収支に関する調書でございます。平成26年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が21億1,269万806円で、歳出総額が20億7,155万1,160円となりまして、歳入歳出差引額は4,113万9,646円の歳入超過となっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からそれぞれ款ごとに説明をさせていただきます。

初めに、主要な施策の成果報告書217ページから219ページでございます。第1款の総務費でございます。

まず、217ページの第1項 総務管理費でございます。介護保険事務に携わります職員の人件費のほか、電算ソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金が主なものでございます。

次に、217ページから218ページにかけましての第2項 徴収費でございます。介護保険料の賦課徴収事務に係ります経常的な費用の支出がその主なものでございます。

平成26年度の介護保険料は、第5期介護保険事業計画で見込んでおりました給付額に基づきまして、年間基準額58,700円をもって賦課を行っております。

現年度分の保険料の調定額でございますが、特別徴収が4億3,749万1,630円、普通徴収が4,102万1,660円でございます。また、滞納繰越分保険料の調定額は、218ページになりますけれども、普通徴収で813万6,760円でございます。現年度分と滞納繰越分を合わせました調定額の総合計は、4億8,665万50円でございます。

収納状況でございますが、217ページに戻っていただきまして、現年度分が4億7,

562万7,700円、218ページになりますけれども、滞納繰越分が111万9,450円、総合計につきましては4億7,674万7,150円となっております。217ページでございますが、還付未済を除きました現年度分の収納率は、前年度より1ポイント上がっておりまして、99.4%でございました。

次に、218ページでございます。第3項の介護認定審査会費でございます。介護認定審査会を設置しております王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用でございます。

次に、219ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットを作成したものでございます。

次に、第5項の介護保険運営協議会費では、平成26年度におきましては、第6期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定について審議するため、5回協議会を開催をいたしております。その介護保険運営協議会の委員の報酬でございます。

次に、第6項の地域包括支援センター運営協議会費は、執行はございませんでした。地域包括支援センター運営協議会の委員は、全て介護保険運営協議会の委員を兼ねておりまして、平成26年度の会議は介護保険運営協議会と同日に開催をいたしましたため、委員の報酬に係る執行はございませんでした。

次に、220ページから222ページにかけましての第2款 介護給付費でございます。介護給付費は、要介護または要支援の認定を受けた被保険者が、介護サービスや保健予防サービスを受けたときに、その費用の9割に当たる保険給付を支出するものであり、本特別会計の歳出予算の大半を占めるものでございます。平成26年度の介護給付費総額の事業計画上の執行割合は、約93.4%でございました。

第1項の介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付でございます。このうち最も給付額が大きいのは、居宅サービスに係る経費であり、次いで、施設サービスとなっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、地域密着型サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付でございます。

次に、221ページの第3項 その他諸費でございます。介護報酬の請求に係る審査事務費等の手数料でございます。

次に、第4項 高額サービス等費であります。自己負担額が一定額を超えた場合等に

その超過額を給付する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を支出したものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費であります。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合、その超過額のうち、介護保険に係る負担割合分を給付するものでございます。

次に、222ページの第6項 特定入所者介護サービス等費であります。低所得の要介護認定者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合に、その超過額を保険から給付するものでございます。

次に、第3款 基金積立金でございます。平成25年度の決算における給付関係の実質的な黒字収支分及び当該基金の運用益等を積み立てたものでございます。平成26年度末現在高は、7,600万6,890円でございます。

続きまして、223ページから227ページの第4款 地域支援事業費でございます。まず、223ページから224ページの第1項 介護予防事業費でございます。介護予防事業に要する費用を支出いたしております。223ページの一次予防事業では、原則として二次予防事業対象外の高齢者を対象として、主として転倒防止や運動器の機能低下予防に関する教室の開催等を行いました。また、224ページの二次予防事業では、将来要介護状態となるリスクの高い虚弱高齢者に対し、転倒予防や生活機能の向上を図るため、運動指導や栄養の相談、口腔機能に関する教室等を行いました。なお、同じページの健康づくり高齢者の把握では、二次予防事業対象者の把握のための生活機能に関するチェックリストについて、要介護認定等をお持ちでない65歳以上の方を対象として実施をいたしました。地域包括支援センターにおいて、チェックリストをもとに事業参加の可能性や意向を確認し、それぞれに応じたサービスの提供に努めたところでございます。

次に、225ページから227ページにかけましての第2項 包括的支援事業・任意事業費であります。225ページの包括的支援事業費は、社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に要する費用を支出いたしております。また、226ページから227ページにかけましての任意事業費では、家族介護教室の実施や家族介護用品の支給、配食サービスや緊急通報装置の設置など、介護保険事業として福祉サービスを実施をいたしました。

続いて、228ページでございます。第5款の諸支出金であります。第1号被保険者

の保険料の還付金及び国・県の支出金、支払基金交付金の超過交付の返還金でございます。

続いて、第6款 予備費であります。平成26年度の充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況について、ご説明申し上げます。215ページにお戻りをいただきたいと思っております。215ページの第2表でございます。歳入決算の内訳を記載をいたしております。なお、この決算額は、千円単位で表記をいたしております。

まず、1行目、第1款 保険料は、決算額が4億7,674万7,150円でございます。介護保険料の状況につきましては、歳出で申しあげましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、2行目の第2款 使用料及び手数料は、決算額が5,400円でございます。保険料に係る督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款 国庫支出金は、決算額が4億2,442万6,967円でございます。国庫負担金として介護給付費負担金、国庫補助金として調整交付金及び地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金を受け入れたものでございます。

次に、4行目、第4款 支払基金交付金は、決算額が5億7,030万4,870円でございます。支払基金交付金として、介護給付費交付金と地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、5行目、第5款 県支出金は、決算額が2億9,743万1,950円でございます。県負担金として介護給付費負担金、県補助金として地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、6行目、財政安定化基金事業交付金でございますが、これは平成24年度に限り奈良県介護保険料抑制市町村特例交付金を受け入れるための費目であって、平成26年度は費目設定をいたしておりません。

次に、7行目、第6款 財産収入は、決算額が14万4,118円でございます。介護保険給付費準備基金の利子でございます。

次に、8行目、第7款 寄附金でございますが、平成26年度の寄附金の受け入れはございませんでした。

次に、9行目、第8款 繰入金は、決算額が3億1,444万1,625円でございます。一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金でございます。また、基金繰入金は、介護保険給付費準備基金から受け入れたものでございます。

次に、10行目、第9款 繰越金は、決算額が2,914万1,090円でございます。本特別会計の平成25年度の決算において、歳入決算額が歳出決算額を上まわったことから、その差引額を平成26年度に繰り越したものでございます。

最後に、11行目の第10款 諸収入は、決算額が4万7,636円でございます。諸収入の主なものは、第1号被保険者の延滞金を受け入れたものでございます。

平成26年度の介護保険の給付量は、事業計画の範囲内で収まりましたものの、今後はさらに高齢者が増加し、特に75歳以上の後期高齢者数も増加することから、要介護認定者数も増加することが予想され、本年3月に策定いたしました第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方が介護が必要となっても生活がしやすいよう、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

以上で、議案第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 介護保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の221ページですけれども、審査支払手数料の目のところですが、これ、件数はふえているんですけれども、給付額が減っているのはなぜかなということで、お尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。この審査支払手数料ですけれども、こちらは事業者のほうで介護報酬の請求に係る審査事務につきまして、国保連合会に依頼し、その審査に係る事務手数料を町から国保連合会のほうに支出する科目でございます。

この25年度から26年度にかけて件数が上がっているのに給付額が下がっているところのご質問でございますけれども、これにつきましては、国保連合会のほうで、平成25年度のこの審査支払い手数料の決算剰余金が多く出たことに伴いまして、26年度において一部返還が決定されまして、平成27年度1月及び2月の支払い手数料と相殺することとなったため減額となっているのが主な原因であります。また、審査1件当たりの手数料が95円から85円に10円減額されたことも原因となっております。

金額的などころですけれども、この返還された金額が41万397円、単価が10円

安くなったことに伴いまして、32,922件の件数がございますので、32万9,220円、合わせて73万9,617円となりまして、この金額をこの183万円に加算いたしますと約259万円になりまして、件数相当の金額になってくるのかなというふうに思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

その下の高額サービス諸費のところですけども、これ、高額サービス給付の件数が25年度に比べてかなりふえているんですね。これがなぜなのかなど。金額のほうではそんなに変わっていないんですけども、これについては、いかがでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。すみません、この原因につきましては、現在ちょっと把握しておりませんので、すぐにお調べいたしまして、後ほどご回答させていただきたいと思っております。すみません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、よろしく願いいたします。

これも介護保険全体にかかわることなんですけども、法改正によって要支援が介護保険から外されて地域支援事業にかわってくるという中で、29年度のスタートに向けて、7か町村でいろいろ調整もって準備をされているのかなと思いますけども、今の段階での状況について、お尋ねしておきたいと思っております。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 総合事業に関しての広域での現在の取り組み状況ということでございますけれども、こちらのほう、総合事業に関するその事業内容でありますとか、基準、単価等ですね、現在、広域7町、生駒郡と王寺、河合、上牧の7町で会議を重ねておりまして、現在、その原案づくりを行っているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 民間の事業所なんかで受け手がないんじゃないかとか、いろいろな不安が報道等でもされていましたが、今の段階でどうなるかわかりませんが、スタートできるといようなめどについてはいかがなんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 現在、その7町で行っている事務といいますか、やっていることの中で、資源調査といまして、どういった事業所があるのかとか、そういった7町のことも、

今、調べているところでございます。そういった中からですね、今後、需要に対してどういった供給ができるのかとか、その辺も考えながらですね、足りない場合はまたその策としてどうしていくのか、その辺も検討していきたいと考えております。

○坂口委員長 ほか。

平川委員。

○平川委員 ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、224ページの「食」の自立支援とかですね、訪問指導の充実ですとか、あと、227ページの家族介護慰労金の支給とか、成年後見制度の利用支援、住宅改修サービスの提供というところで、利用者なしって言われるのがあるんですけども、これは、例えば似たようなほかの事業があつて、この事業を使わなくてまた別のことをされているとか、広報、周知が不足しているのかですとか、対象となる人が限定されるので利用される方が少ないのか、その辺、何かこう、わかりましたら教えていただきたいんですが。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ただいま委員のほうからご質問いただいた件でございますけれども、まず、この「食」の自立支援でありますとか、訪問指導の充実のところ、利用者数がないわけでございますが、これが、大きくは二次予防事業というところに属しております。この二次予防事業というのは、一般に、募集をして来ていただく事業ではありませんで、何らかの支援、要支援にはならないんですが何らかの支援が必要だと判定された方に対してですね、こういった、例えば上の運動器の機能向上でありますとか、栄養の改善、口腔機能の向上等、いろいろな、さまざまな二次予防事業があるわけですけども、そういった事業のご案内をさせていただくことになります。その中で、この「食」の自立支援につきましては、正直なところ、別の配食サービスっていうのが別の事業でございますので、そういったところで利用されていることもありますし、このサービスを受ける希望者が、こちらから投げかけた中で希望者がなかったということで、結果、このようになっているところでございます。

227ページのところでございますけども、まず、家族介護慰労金の分ですが、これは、要介護4、5の在宅で介護を必要とする方、介護されている方が、1年間ですね、何の介護保険のサービスを利用していない場合に慰労金っていうのを支給しているサービスでございます。基本ですね、要介護4、5、かなり重度の方ですので、そういった方につきましては、何らかの介護保険をもう使われておりますので、支給実績としてないということでございます。

成年後見制度の利用支援事業の実施ですけれども、この場合、予算で組んでおるのがですね、身寄りのない方といいますか、経済的な面もですけれども、成年後見をする手段のない方がどうしても出てこられた場合ですね、町のほうで若干の予算を組んでおりまして、そこで、町のほうからこの申請をしていこうというもので、そういった対象の方がいらっしゃらなかったというところでございます。

住宅改修サービスの提供っていうのはですね、介護保険で住宅改修サービスを行う場合、担当のケアマネージャーの理由書というのを添付していただきまして役場窓口に住宅改修の申請をしていただかないといけないんですが、基本、在宅で介護が必要な方は、ケアマネージャーがつかれていますので、その方がこの理由書を書かれて、そのケアマネージャーは介護報酬の中でケアプラン代っていうのをもらっていますので、その中に包括されているんですけども、どうしてもケアマネージャーがいらっしゃらない方が出て、理由書だけを、自分の契約を、契約をしてない、全くこの住宅改修のためだけにですね、理由書を書いていただいた場合、事業者からこの役場のほうに請求をしていただきまして、この費目でその費用をお支払いするんですけども、ケアマネージャーがつかれていない方が住宅改修をされたことがなかったということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。成年後見制度の利用支援っていうのは、成年後見制度を利用するための手続きをする費用がないという場合の予算であって、この成年後見制度を利用されている方っていうのはいらっしゃるということですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 成年後見制度につきましては、基本、ご家族の方が申請等されておりますので、斑鳩町の方がどれぐらいその制度を利用されているかのところまではちょっと把握はわからないんですが、この予算につきましては、町が申請した分のときの予算ということになります。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第7号 平成26年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成26年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して座って説明させていただきます。

それではまず、平成26年度の歳入歳出決算書の46ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございます。

平成26年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が3億4,801万108円、歳出総額が3億4,639万4,708円となりまして、歳入歳出差引き161万5,400円の歳入超過となっております。なお、出納整理期間中に収納のありました保険料等につきましては、平成27年度会計に繰り越したうえ、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとなっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのおのの款ごとに説明を申しあげます。

初めに、主要な施策の成果報告書232ページから233ページでございます。第1款の総務費でございます。

232ページの第1項 総務管理費でございます。後期高齢者医療の資格管理事務の執行に要する費用などでございます。平成26年度末現在における被保険者数は、3,582人ございました。

次に、232ページから233ページにかけましての第2項 徴収費でございます。被保険者に対しまして、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で保険料額決定通知書を、また、斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。平成26年度の保険料の状況でございますが、現年度分では、調停額が2億8,121万5,900円、収入額は2億8,229万5,100円で、収納率は99.6%となっております。また、滞納繰越分は、調定額が227万5,900円、収入額が79万5,400円で、収納率は34.9%ございました。

続いて、233ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金、町が徴収いたしました保険料及び保険基盤安定負担金を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付をいたしております。

続いて、234ページの第3款の諸支出金であります。軽減認定や死亡などによって過納付となった保険料の還付となっております。

続きまして、第4款の予備費でございます。平成26年度は、充用がございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。230ページにお戻りをいただきたいと思っております。第2表として、歳入決算の内訳を記載しております。なお、この決算額は、千円単位で表記をいたしております。

まず、1行目、第1款 後期高齢者医療保険料は、決算額が2億8,309万500円でございます。前年度と比較して、1,644万1千円、6.2%の増となっております。

次に、2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万4,200円でございます。督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款 寄附金であります。平成26年度は、寄附がございませんでした。

次に、4行目、第4款 繰入金は、決算額が6,341万5,508円でございます。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県及び町負担金分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、5行目、第5款 繰越金は、決算額が87万6,600円でございます。平成25年度会計における出納整理期間中に収納のあった後期高齢者医療保険料等の繰り越しでございます。

次に、6行目、第6款 諸収入は、決算額が61万3,300円でございます。後期高齢者医療保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものでございます。

今後も高齢者が安心して医療が受けられるよう、広域連合と連携をとりながら制度の運営に努めてまいります。

以上で、議案第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、お願いを申し上げます。

- 坂口委員長 後期高齢者医療特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 坂口委員長 質疑ないようですので、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

中原福祉課長。

- 中原福祉課長 失礼いたします。先ほど介護保険サービス事業会計のところ、木澤委員よりご質問がありました施策の成果の221ページの高額サービス等費のところでございます。まことにどうもすみません、現在、今、お調べしましたところ、25年度の数字に誤りがございまして、すみません、訂正のほう、お願いしたいと思います。高額介護サービス給付、2,082っていうところが3,433、35っていうところが58、合計2,117というところが3,491でございます。延べ人数で計算しておったことが誤りでございます。すみません。

- 坂口委員長 これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

13時まで休憩いたします。

(午後12時04分 休憩)

(午後13時00分 再開)

- 坂口委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

- 藤川都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業について、説明をさせていただきます。失礼して、座らせていただきます。

施策の成果報告書の66ページをお願いいたします。交通安全対策費でございます。交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動を始め、幼児・児童に対して交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩分会に対し支援をいたしました。また、道路反射鏡及び路面表示や標識、防護柵などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたところでございます。

次に、78ページをお願いいたします。第1目 指定統計調査費でございます。5年

ごとに実施をされます農林業に関する統計調査といたしまして、世界農林業センサスを実施したところでございます。

以上が、第2款総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費について、説明させていただきます。座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の130ページをお願いいたします。第1目 農業委員会費であります。毎月、農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。そのほか、遊休農地の解消対策として、昨年引き続き遊休農地の状況を一筆毎に把握するという遊休農地の状況調査及び利用意向調査を実施し、貸付希望農地等の農地につきましては担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めました。

次に、第2目 農業総務費は、主に職員の人件費であります。

次に、131ページをお願いいたします。第3目 農業振興費であります。斑鳩町の農業を活性化させるため、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など効率的・安定的な農業経営の確立に努め、斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業を初めとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に、斑鳩町産業まつり2014が開催されました。

次に、132ページをお願いいたします。第4目 土地改良事業費であります。農道整備工事を高安地区で実施いたしました。また、水利組合等の団体が実施する水路・ため池等の農業用施設の新設・改良・維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。また、震災対策農業水利施設の整備として、受益面積が0.5ヘクタールから2ヘクタールのため池4箇所的基础調査を実施するとともに、いかるが溜池について、決壊した場

合の避難計画を示したハザードマップを作成いたしました。また、いかるが溜池の環境整備については、国への事業採択のための整備事業の計画書を作成いたしました。

133 ページ、第5目 生産調整推進対策費であります。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入を促進しながら、農家の方々へ生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行いました。

次に、134 ページをお願いいたします。第6目 有害鳥獣駆除対策事業費であります。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなどの駆除に努めました。また、近年農作物被害が拡大しているイノシシ対策について、わな・捕獲おりによる捕獲に努め、あわせて、平成25年度からは新たに耕作者が自ら行う被害防止対策事業を支援することとし、農作物の被害を受ける農地を対象に電気柵の設置費用の一部を補助いたしました。なお、現在、この設置されたイノシシ対策のための電気柵については、その安全性について確認しているところでございます。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費であります。農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、青年の新規就農者を増加させるため、国の事業であります新規就農総合支援事業を活用し、当町においても1名の新規就農者に対し給付金を支出いたしました。また、平成26年2月14日の大雪により被害を受けた農業施設の復旧に対して、国や県の補助金を活用して支援を行ないました。

次に、第8目、遊休農地解消総合対策事業費であります。農地の保全を図る上で遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、農業委員会において遊休農地解消に向けた取り組みを実施いたしました。また、そば・菜の花・ジャガイモ・黒米栽培を実証試験展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、ジャガイモ栽培サポーターの募集、幼稚園児、保育園児によるジャガイモ掘り取り体験を実施いたしました。

次に、135 ページをお願いします。第9目 環境保全活動等支援事業費になります。農業者の高齢化等により、農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難となってきました。こうしたことから、新たな活動組織を立ち上げ、地域が一丸となって施設の保全を行っていくという活動を稲葉車瀬地区の活動組織において実施いたしました。また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、化学肥料を慣行から5割以上低減し、化学合成農薬については慣行より3割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区の梨部会で実施されました。

次に、第2項 林業費であります。

135ページ、第1目 林業振興費であります。林業振興については、各種林業関係協会等への負担金を支出しました。

次に、第2目、地域で育む里山づくり事業費であります。荒廃した里山林の整備を、森林所有者の協力を得てボランティア団体により実施していただき、里山の機能回復を図ってまいりました。また、整備後の里山において、植物の観察会やシイタケの菌打ちなどのイベントを実施され、里山の利活用に努められていたところでございます。

以上が、第5款、農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 130ページの貸し農園の推進のところなんですけども、実績見せていただくと、阿波と稲葉と、それぞれ区画数に対して、阿波のほうが100%で、稲葉のほうが97%ということで、人気があって、それぞれ利用されていると。耕作放棄地として置いておくよりもやっぱり利用していただいたほうが環境等にもいいということで、大変よい取り組みだなというふうに思っております。以前、平川委員ですかね、質問もされていたかなと思いますけども、もっとほかにも、今、耕作されていない土地を持っていて、自分ではやりたいけどもできないと。逆に、ちょっとしたそうした畑なんかをやりたいというふうに思っている、自分では持っていないということで、ただ、そんな大きなところは借りられないということで、まだまだ町内にそうしたところが点在しているかなというふうに思うんです。一定、これは地域決めて、今、取り組んでいただいていますけども、そういった方々をもうちょっと、何ていうんですかね、調整をしていただいて、何とか取り組みを広げることができないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今現在ある貸し農園について、もう少し拡大をして取り組みを広げていったらどうかというご質問だと思うんですけども、現在町が管理する貸し農園については、今おっしゃっていますように、稲葉車瀬地区と阿波地区で開園をいたしておりまして、毎年、あきがあった場合に広報によって募集を行っているところでございます。その募集の最近の状況なんですけれども、あきがあるのに対して応募が集まらないとい

う状況が近年続いているというような状況でございます。

また、産業まつりにおいて遊休農地の解消に関するアンケートという調査を実施いたしまして、貸し農園についても聞いておりまして、その結果を見ても、農園を借りたいという希望する方が1割にも満たないというような状況でございます。

これは、各地域で農地所有者が高齢化等により農地を管理することが困難になった方が、個人的にですね、近隣の方に対して、もう農地を貸し農園として耕作してもらっているという実態があるのではないかというふうに考えております。

こうしたことから、町においては、これ以上新たに貸し農園を開設していくについて、多くの応募者が望めないというところもあり、今のところ現在の運営形態を維持していきたいと考えております。

なお、町の補助団体であります斑鳩町農業振興会においても遊休農地解消をいろいろと検討されている中で、遊休農地を活用した貸し農園の開設ということも考えられていると聞いておりますので、町といたしましても、希望者等の実態を踏まえながら、今後は農業振興会に対しても情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 実際アンケートをとっていただくと、答えとしてはそんなに希望者がなかったということなんですけども、また、個々で貸し借りはしてはるやろうということなんですけども、何ていうんですかね、合法的にっていう点で言うと、個人での貸し借りが公に認められるかという点と、それはむずかしいという点があるかと思うんです。

私も実際に、実は今まで近所で畑貸してくれるところがあってやっていたけども、返してほしいって言われて返して、近所でやるところがないということで、町としてこの貸し農園制度がありますよっていうことでご案内はさせてもらったんですけども、やっぱりちょっと遠いっていうんですよね、そこまで行ってやるのは。できたら近くでないですかっていうことで、探しはしたんですけども、結局見つからなくて、また見つけ次第ご連絡はさせていただきますというふうにはお伝えはさせてもらったけども、そうしたところがちょこちょこほかにも、委員の方から質問もあったように、あるのじゃないかなと。

今、農業振興会のほうですかね、そうしたことを視野に入れて取り組みをされているということでしたら、今、これ、貸し農園のほうは、町が調整して行っているかと思うんですけども、そちらのほうがどういう取り組みをされるのかっていうことにつきましても、こうした委員会で見解が出たということもあわせて伝えていただいで、

広くそうした取り組みが広がっていけるように、町のほうとしても支援のほう、よろしくお願いたします。

そうしましたら、続きまして、134ページですけども、地域農政の推進ということで、新規就農の支援を、国などの補助金を活用してこの間、何年か行ってきてはると思うんです。部長、報告の中で、現在は1名の方に補助金出しているというふうにおっしゃいましたけども、この間、これ、取り組んできていまして、何人の方がこの制度活用されて、実際に定着されているのが累計として何人いてはるのかってという点について、お尋ねいたします。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 新規就農として、この支援事業においてですね、補助、交付金を出させていただいたのが、平成24年度、25年度で1名の方、この2年間なんですけども、出させていたいております。平成26年度からは新たに1名の方に交付金を交付させていたっているという状況でございまして、この新規就農という形で今現在広がっているという状況ではないと。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、累計で言いますと2名の方が今も続けてやっておられるということで理解してよろしいですかね。なかなかこの担い手とか新規営農の方を探してくるっていうんですかね、やってもらうっていうのが難しい中で、私はこれ、実績としてね、評価していいと思うんです。今後も、国の補助金なんかも活用してやっていただきたいなというふうに思いますけども、今、この制度自体は活用されていないんですけども、3年前ぐらいですかね、他府県からこっちに来られて、新しく農家始めたんですっていう方と保育園で知り合いまして、先日、その方が食育に関するいろいろ講演会を仲間の方と開催をされるということで行かせていただいたんですけども、非常にやっぱり今、食に関してとか、農業に関して、関心持っておられる方がいるんだなということで、それも30代の方でしたのでね、そういう方を、ぜひこういう制度を知っていただいて活用していただくという、その結びつけっていうんですかね、情報発信っていうのも大切だというふうに思いますので、なかなか難しい取り組みではありますけども、こうした実績はきちっと評価して、継続的に取り組んでいていただきたいというふうに思います。

それと、すみません、またシルバーさんのやつですけども、観光産業課のほうで、またこれ、草刈り取り組んで、発注されていますけども、これも、割り戻すと単価は70

5円になるということによろしいでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 そのとおりでございます。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第5款 農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款 商工費について、説明をさせていただきます。

失礼して、座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の136ページをお願いいたします。第1目 商工総務費がありますが、主に職員の人件費であります。

次に、137ページ、第2目 商工業振興費であります。地域経済活性化のため、地域振興事業、創業、経営革新への支援事業に取り組んでいる商工会に対し、引き続き支援してまいりました。また、拠点通過型観光から滞在型観光への移行を実現するため、観光体験プログラムや特産品の開発を行う全国展開支援事業や、地域の消費喚起を促すプレミアム商品券の発行に対しても支援をしてまいりました。

次に138ページをお願いします。第3目 観光費であります。まず、物産交流の推進でございます。友好都市であります長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町を始め、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結いたしました神奈川県小田原市、そして、正岡子規ゆかりの地である愛媛県松山市と物産交流を図り、地域産業の活性化と観光客の誘致を図りました。また、地域産業・地域観光の振興を図ることを目的に斑鳩市を開催いたしました。また、斑鳩町観光協会に対し、補助を行ってまいりました。

次に、139ページ、第4目 観光会館費であります。現在、観光会館は、主に町民の方々の交流の場として活用されている状況であり、これらの方々が安全で快適に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めました。

次に、第5目 歴史街道ネットワーク事業費であります。太子ロマン斑鳩の里観月祭を9月22日に開催いたしました。なお、観月祭につきましては、平成26年度をもって終了といたしました。また、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に搭載した事業を推進するため、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金により、歴史的なまちなみの景観形成に資する民間の修景施設の整備に対して支援を行いました。

次に、140ページをお願いします。第6目 法隆寺iセンター管理費であります。法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられており、指定管理者である斑鳩町観光協会により管理運営をされています。

次に、第7目 観光自動車駐車場運営費であります。観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として運営管理がなされています。

以上が、第6款 商工費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 何点か確認をさせていただきたいんですけども、137ページのプレミアム商品券の発行に対する支援なんですけども、ここ数年、取り組みを商工会さんのほうでされていて、町は補助金だとかいろいろ支援されていると思いますけども、加入店の負担っていうのは、どういう形にしているんでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 加入店の負担ということでございますけれども、取り扱いをさせていただく店舗につきまして、これ、プレミアム率が26年度は10%でございました。そのうちの2%について取扱店の方に負担をさせていただいているということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 27年度も取り組んでいただいていると思いますけども、27年度についてはどうでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 27年度につきましては、国の交付金を活用させていただきまして、実施いただきまして、取扱店の負担についてはなかったということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 27年度は取扱店の負担金がなかったっていうことで、それはそれで、国の補助金も活用して、よかったなと思うんですけども、今後のことでどうなのかなというふうに思うんですけども、小さい加盟店さんなんかだと、2%の負担が大きく、重たくなってしまうのかなっていうところはちょっと心配されるんですけども、26年度については、これは補助金の入り方っていうのはどんな形になっているんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 26年度につきましては、県の補助金が、プレミアム率の5%分が県のほうから入っております、残り、商工会が2%、町が1%で10%分のプレミアム率を、取り扱い店も含めましてね、確保したということでございます。県のほうが5%、商工会が2%、町のほうが1%、取扱店が先ほど申しあげましたように2%ということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 主体となっているのが商工会さんのほうですので、町が主体的にというわけではないですけども、今後も取り組みをされるかとは思いますが、そうした点について、取り扱い店さんの負担について、やっぱり町内業者の皆さん、特に、何ていうんですかね、個人商店さん、小さいところほど負担が重くなっているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の実態も聞いていただいた上で、何とか取扱店さんの負担が少なくなるような形で取り組んでいただきたいと思いますので、これは今後のことなので、要望だけしておきたいと思います。

もう1点、すみません、140ページのiセンターの維持管理なんですけども、ちょっと、直接この経費云々のことではないんですけども、先日、建設水道常任委員会の中で、奈良交通のバス停とベンチのことについてちょっと取りあげさせてもらったんですけども、その中で、iセンターのところにバス停がありまして、そこにあるベンチっていうのは、いわゆる広告の入った簡易のプラスチックのような、あんなベンチではないと思うんですけども、あれが設置された経緯等について、町のほうで把握されていたらお尋ねしたいと思うんですけども。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 あのベンチにつきましては、平成3年に設置をされたということは確認はできておりますけれども、その設置にかかわります経緯については確認ができていないというところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あれは、iセンター自体が県が整備をされたというふうに思うんですけども、その敷地内に一応できていますけども、所有者についてはどなたになっているんでしょうか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 所有者は一応奈良交通であるというふうに認識しております。ただ、委員おっしゃいました、iセンターの、観光駐車場のところに入っている、足が入って

いるんですけども、上屋のほうは、屋根は国道の歩道にかぶっております。全体一体となって奈良交通が所有しているというふうに確認をしています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。経緯については、今、把握をされていないということですけども、どういう経緯で設置されたのかっていうのは、またいろいろちょっと調査をしていただきたいなど。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この件につきまして、町内部でも調査をいたしまして、それからまた、所有者である奈良交通にも確認をしているんですけども、何せ平成3年に設置をされたということであります中で、奈良交通としても、もうわからないということで、現在もう不明ということになっています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 また所管の建設水道常任委員会のほうで議論したいと思いますので、ここではちょっと確認だけさせていただきたいと思いましたので、終わっておきます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 140ページのまちなか観光の推進なんですけれども、過去からいろいろ多分審議されてきたことなんだろうと思うんですけども、今回初めてなのでちょっとお伺いしたいんですけども、この観光景観形成事業補助金を交付して、された事業の内容ですとか件数について、お伺いしたいんですけども。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 まちなか観光景観形成事業補助金につきましては、平成26年度に2件の方に補助を出させていただいているというところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 すみません、内訳を教えてくださいませんか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 内訳ですけども、1件につきましては歴史的風致景観形成建造物で、1件で936万円を補助、それと、もう1件につきましては一般の造作の住宅なんですけれども、510万円の補助をさせていただいたということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 今年度もそれを活用されて実施されているところっていうのはあるんでしょ

うか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今年度につきましても、この補助金を活用して実施していただいているところ、7件でしたかね、ございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。

ちょっとこれと関連するかどうかわからないんですけども、まちなかの観光の推進ということで、空家を活用してはどうかっていうことが前に都市計画審議会の中でも話が出ていたと思うんですけども、そのあたりについて、何か検討を進められていることですかございますでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 空家の関係につきましては、現在、その調査業務を委託しておりますので、今後、そうした空家を活用したモデル的なのができるかどうかというところら辺を調査を実施しているところでございまして、そういったマッチング等を進めていけるようなことになるのかなと思っています。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 すみません、ちょっと補足をさせていただきますと、今、言いましたように、課長が答弁させていただきましたように、空家をどう活用していくかという調査をもちろん行っておるわけですけども、現在既に空家となっていたところが、今年度、先ほどの補助金も活用しながら、既にですね、空家の活用が2件程度進められているといった実態がございますので、あわせて報告をさせていただきます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 これは国の、これが空き家かどうかというのを土地家屋調査士さんなどが入って検討する協議会をつくって認定していくっていう、それとはまた別のものなんですか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 そうですね、今ご指摘いただきますようにですね、協議会をつくってとかいうのは、法に基づきます特定空家に関することございまして、現在は既に、今、実態としてあいているところの有効活用ということで、地域の方々が積極的に取り組んで進めていかれているというところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 といいますと、特に空家バンクみたいなものを町としてつくるのか、そういう制度的なものをつくっていくってところは考えてはもらっていいんでしょうか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 それにつきましては、また今後、担当常任委員会等でご説明申し上げますけれども、近い将来的にはそういうことも検討していくということで、今度の総務委員会では、今ある空き家をどうしようか。それで、今度、活用についてはまだ将来的な問題ですけども、それも含めて若干の報告もさせていただけると思いますけれども、将来活用についてはやっぱり次の、来年度以降の課題というか、検討課題になっておりますので。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 139ページの下から2つ目の観光会館なんですけど、非常に建ってから、もう築が長いと、非常に。それで一定の方向性っていうような形で以前、決算か予算かの委員会でも質問させていただいて、ちょっと回答いただいたことありますが、もう1度お聞きします。この観光会館、これはどういう形で今後、まあ言えば使えなくなるん違うかというような心配をされている方もあれば、また逆に、危ないんちがうかと心配されている方もあるということなので、ちょっとこのあたりの方向性をもう1度お聞きします。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 観光会館そのものについては、もう耐用年数っていうのか、耐震の関係等ですね、これはもうたっていますから、これは外から見たら危ないということになるわけですけども、私はやっぱりそういうことも踏まえた中で、耐震補強っていうのはなかなかできませんし、この現状でしばらくはやっぱり使っていくということでやっぱりしていかなかったら、その地域、地域でやっぱりそういうまた祭りがあつたりしたら、やっぱりそれを使いますからですね、そうしたら使う人はそれ、非常に身近でいいということですから、そこらを十分やっぱり周知して使っていただくということで。今、あそこにあゆみの家があったような、ああいう施設も町の管理にしましたから、それも耐震等はもう過ぎていきますから、そういうものについてもやっぱりこれからそういうものを活用していくということも考えていきたいと思っております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 使っておられる方は、今、町長が答弁していただいたような形を望んでおられ

る方がほとんど大半、私聞いている中で。確かに築年数がたって、ちょっと気持ち悪い  
っちゅうか、いうのあっても、やはりあれがないと困るんやという声をよく聞きます。  
今の形で、それをわかりながら使っていくというしかないのかなど、私も思います。

以上です、私は。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費についての質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして、説明をさせていただきます。  
失礼ですけれども、座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の141ページでございます。それでは、141ページ、ま  
ず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、主要なものは、職員の  
人件費でございます。

次に、第2項 道路橋りょう費であります。第1目 道路維持費では、町道などを安  
全かつ快適に利用していただくために、舗装の補修や路肩整備、路肩の草刈等を行いま  
した。また、国から譲与を受けた法定外公共物等の所有権移転登記を含む108路線に  
ついて、未登記道路の整理を行いました。

次に、142ページをお願いします。第2目 道路新設改良費であります。大和川堤  
防線・町道437号線の拡幅工事を行うとともに、工事は未実施でございますけれども、  
5路線の用地買収計画等を締結いたしました。また、自治会が行われた舗装工事に対し  
て、その経費の一部を支援してまいりました。

次に、第3目 橋りょう維持費であります。橋りょう長寿命化計画に基づき、1橋の  
修繕工事と3橋の補修設計を行いました。また、法により義務化されました橋梁の定期  
点検を、補修設計を行った橋を含む12橋について行いました。

続きまして、143ページ、第3項 河川費であります。第1目 河川総務費であり  
ますが、主なものは、毎年春に実施されている自治会内水路清掃に伴う発生土砂等の処  
理を行ったものであります。また、自治会等が自発的に行われています水路改修及び水  
路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援いたしました。

次に、第2目 治水対策費であります。集中豪雨に対応するため、既存のため池を活  
用して洪水調節を行うため、流域貯留浸透事業を実施することとし、東町池と平太池の

測量及び設計を行いました。

続きまして、144ページをお願いします。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。人件費以外の主な執行については、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費、いかるがパークウェイの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理に要する経費、都市計画基礎調査に要する経費でございます。

まず、既存木造住宅耐震診断及び既存木造住宅耐震改修に対する支援を昨年度に引き続き実施いたしました。

また、住宅の耐震化に関する知識の普及を目的として、NPO法人との共催により、住民フォーラムを開催いたしました。

次に、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイでは、現在、竜田川岩瀬橋西詰から国道25号三室交差点までの道路構造について、地元自治会や関係機関との協議が続けられるとともに、用地取得も進められています。

また、事業予算の確保に向けた要望活動につきましては、国土交通省を初め関係機関に対し積極的に働きかけを行っています。

また、土地開発基金が所有する土地を、いかるがパークウェイ整備に係る代替地として提供するため、普通財産として取得いたしました。

次に、145ページ、第2目公共下水道費であります。公共下水道事業特別会計への繰出金として支出しておりまして、詳細につきましては、公共下水道事業特別会計において説明させていただきます。

次に、第3目 都市下水路費では、都市下水路6路線の浚渫作業を行い、適正な維持管理に努めました。

次に、第4目 公園費では、公園等に設置している遊具による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を実施しております。

次に、146ページをお願いします。第5目 都市計画審議会費であります。斑鳩町都市計画審議会を2回開催したことによる委員報酬を執行しております。開催した審議会では、法隆寺周辺地区特別用途地区の指定についての審議・諮問・答申を行いました。

次に、第6目 開発指導調整費では、都市計画法等の関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請に係る事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

次に、147ページ、第7目 景観保全対策事業費であります。三塔周辺地域において、地域の農地所有者の協力によって景観形成作物のコスモスの栽培を実施いたしました。

また、景観法、景観計画、景観条例に基づく届出の事前相談、届出書類の審査や指導を行いました。

また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、4月に、小学校の入学記念樹として町の花サザンカの苗木を、そして、12月の産業まつりではパンジーとビオラの苗をそれぞれ配布いたしました。

次に、第8目 JR法隆寺駅周辺整備事業費では、本年度、駅北口5号線の路線東側の暫定整備工事を実施いたしました。

次に、第9目 法隆寺線整備事業費では、未取得であった残り1件の事業用地を取得し、国道25号取り付け部の工事を実施いたしました。

続きまして、148ページをお願いいたします。第5項 住宅費であります。第1目住宅管理費であります。町営住宅の適正な維持管理に努めてまいりました。

以上が、第7款土木費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 141ページのこの未登記道路の整理のところ、部長のほうから法定外公共物の登記を行ったということで報告いただきましたけども、これ、昨年度の決算金額から見ると減っている形になるんですね。ただ、路線数と筆数については大分ふえているということで、この関係について、確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 ただいまご質問いただきました法定外公共物の関係でございます。こちらにつきましては、国のほうから譲与を受けました法定外公共物等につきましては、職員のほうで所有権移転をしたということで、委託料等が発生していないというところになっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういふことでしたら、何ていうんですかね、外部発注するよりも安価で済んでいるのかどうかちょっとわかりませんが、これ、こういう形であげていただい

て、国から移管を受けた法定外公共物の登記については、もう終了されているんでしょうか。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 おっしゃっていただいていますように、昨年度で完了をしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そうしましたら、どこでということではないんですが、土木費にかかわって、町のほうで民間の業者の方に草刈りの発注をされているというふうに思うんです。何件か発注されていると思いますけども、民間の契約金額がどれぐらいのものかというのをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 町のほうで発注しております草刈のほうの費用でございます。まず、町のほうで草刈り・集草・運搬ということで入札により発注しておりますのが、平米単価に直しますと131円から150円、全体面積で割りますと、全体としては141円という結果になっております。それとあと、草刈り・集草・焼却ということで、大和川の堤防敷の草刈りにあわせて発注しているものがございまして、そちらにつきましては、平米当たり63円ということになっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 私の聞きたいこと、端的に答えていただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、次にですね、143ページの河川費のところなんですけども、河川の美化の促進ということで、1つは町内に県管理河川っていうのがいくつかありますけども、その清掃について、住民の方からもっとやってほしいという声が、これ、毎回のようにあるんですけども、今、県のほうとしては、年に清掃は何回していただいているんでしょうかね。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 県管理河川の維持管理に関してでございます。堤防の草刈りに関してましては、年1回されているところでございます。それとあと、浚渫というところになりますと、いわゆる各河川の堆積土砂の河川断面の阻害率、どれだけ断面を侵しているかというものを確認しながら計画的に区域内の河川の浚渫をされていると、このように確認をしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員　まず、草刈りに関してですけれども、年1回だとやっぱり少ないんじゃないかなど。町のほうでも、町が管理していただいている分、用地なんかでは、年2回していただいているかというふうに思うんです。やっぱり伸びすぎると、交通、その脇の道路を通るとかなんかも、特にはみ出してきて、見えないんですよね。だから、そういう点については危険だと思いますので、県に対しても、やっぱり年2回以上は草刈りをしてほしいということで要望していただきたいのと、あと、川の中の土砂のすくい上げですね、そちらのほうも、一定の基準を設けてされているということですが、先日、三代川の近辺の方から、もう目に見えて砂が溜まっているということで、あれはとってくれないのかということでご相談いただいたんですけれども、その三代川については、どういう時期に、どういう回数でしていただいているんでしょうかね。

○坂口委員長　小城町長。

○小城町長　三代川は古いつちゅうのか、昔の川つつちゅうのはやっぱり、堤防の関係です、道路側のほうがもう下がらないんです。だからあれを浚渫を深くしてしもたら結局崩れていくということで、何回かは修正はしていますけれども、今、現状を見ても、ちょうど駅の手前のああいうところですね、見たらもう狭くなっていますから、非常に下がらわれてですね、やっています。だから、それに今、本庄課長が述べたように、あれを適度にしていかなかったら崩れてしまうということで、我々はやっぱり浚渫を希望していますけれども、今、木澤委員がおっしゃるように、我々としては、やっぱり草刈りも、浚渫も、必ず県、郡山土木の協議会にそういうことではお願いをしています。ただ、県がいろいろと、予算がないとかいろいろな関係をおっしゃいますけれども、やっぱり生活している方々にとってはやっぱりですね、草刈りをしてもらう、あるいはまたそういうものをしていただきたいということでございますし、また、大和川の関係等については、割と大和川は年2回ほど必ずしますし、堤防線も必ずあそこ、草生えてきたらやっていますし、それはもう当然のことです、国のほうは、ああいうところで焼却できますから、ただ県はやっぱり、ダイオキシンの問題とかいろいろな質問されて、草を燃やすことはできないと。ただ、自治会の同意さえあればできますけど、なかなか自治会の同意っていうのが得られないということで、焼却はできませんけれども、やっぱりそこらのことを考えたら、今、課長言いますように、民間の業者をお願いしたら、やっぱりそれだけの経費がかかっていくということでございます。

○坂口委員長　木澤委員。

○木澤委員　町長のほうからも積極的に県には要望されるということで、姿勢は示してい

ただきましたので、ぜひお願いをしたいと思えますけども、ちなみに、三代川については、前回やっていただいたっていつごろになるんですか。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 前回ということをごさいますけれども、ちょうど福德自動車さんのところからJRの踏切までの間につきまして、今年度、この6月に浚渫をいただいているところをごさいます。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時52分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 委員ご質問のですね、三代川の浚渫の時期ということをごさいますけれども、確かに今年度入っておるんですけども、一応、若干の床、土砂をならしたっていう形になっておりまして、実際に土を持ち出して浚渫をしたのは、2年ほど前に実施をしているという状況をごさいます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 近隣の方から、やっぱり目に見えて溜まっているという声がありますので、さきほど町長おっしゃっていただきました件に対して、積極的に浚渫を要望していただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

すみません、シルバーさんの関係のほうで、建設課と都市整備課とが所管している、これも草刈りが主になるかと思うんですけども、これも割り戻した単価のほうの実質幾らになるのかお聞きしたいんですけども、705円でよろしいでしょうか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 両課ともですね、割り戻しますと、705円ということをごさいます。

○坂口委員長 ほかにごさいますか。

伴委員。

○伴委員 144ページの上の既存木造住宅の耐震診断の支援なんですけど、26年度、ずっとたしかこれ、25前後ぐらいあったような気がするんですけど、今回18になっている、やはりちょっとそういう気運が下がってきているのかなと思うんですけど、町として、これ、どういように感じておられるのですか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 耐震診断の推移でございますけれども、平成21年度が20件、その後、おおむね20件程度でございますけれども、24年度が24件、25年度は25件というようなことでございますけれども、この2年間につきましては、平成23年の東日本大震災をきっかけとしまして一時的にふえているというふうな分析をしているところでございます。26年度につきましては18件ということでございますけれども、この支援事業の実施から9年を経過しておりまして、その間、新たな対象というのはふえているわけではございませんので、そのあたり、制度がある一定周知されてきたものというふうな理解をしているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今現在、この27年度、今現在の数字というのはわかりますかね。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 27年、今現在、6件の受け付けをさせていただいているところでございます。

○坂口委員長 ほか。

平川委員。

○平川委員 144ページになるのかなのか、ちょっとわからないんですけど、いかるがパークウェイの関係なんですけれども、建設委員会の中でもちょっと話はあったと思うんですが、25号線からのパークウェイのほうに抜ける道について、平成29年から30年までは開通しないっていうことは、前の委員会の中では話はされていましたが、その見通しはまだ変わっていないのかっていうことと、あと、今、中央公民館に国道25号線のほうからどうやって入るのが、この斑鳩のこの地理を詳しくわからない方が公民館に行かれたときに、入る道がわからないということですのでごく悩んでおられるということがありましたので、そのあたりの道案内について、何か考えてくださることはないんでしょうかということをお伺いしたいです。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 まず、1点目の件につきましては、法隆寺線の供用の件かというふうに理解をいたしましてお答えをさせていただきますと、法隆寺線の供用の条件とされておりますのが、いかるがパークウェイが三室交差点まで到達するというようなことが警察のほうでの供用の要件とされているところでございます。従いまして、このパークウェイの整備目標を、国のほうはおおむね平成30年程度というところは今現在も変わ

ってございませんので、そのとおりでございます。

もう1点、中央公民館への入り口のご案内ということにつきましては、お越しになる方の方向というの、なかなかさまざまございまして、どういった形でするのが最も効果的なのかというところは、施設管理者とも相談しながらの形で協議をしていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 担当課の方にも前にもお話しさせていただいたと思うんですけども、25号線で、生き生きプラザはこちらだっていう表示はあるんですけども、公民館の前をいくら通っても、公民館に車で行くというその道案内がないということで、どちらから来られるのかっていうのもあるんでしょうけれども、生き生きプラザについてはそうした案内があるんです、やはり中央公民館、道路から見えているのに車で入れないってのはちょっと、何らかの対策を考えていただけないかなというふうに思いますので、その辺は。

○坂口委員長 これね、公民館のあれについては、教育委員会の所管になりますので。

○平川委員 道案内についてですか。

○坂口委員長 難しいな。答えられる。

ちょっと、すみません、暫時休憩します。

(午後1時59分 休憩)

(午後2時02分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 公民館の道案内の方法というところでございますけれども、より安全なルートというところ、例えば役場から西のほうへ行って、龍田神社前の交差点、このあたりに看板をつけながらというような考え方もございます。そういったルートの検討をしながら、広域的な看板の設置という方向も検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第7款 土木費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長

それでは、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第5号

平成26年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、決算の概要について、ご説明をさせていただきます。座って説明を進めさせていただきます。

まず、公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度4,805戸から162戸ふえ、4,967戸のご家庭で利用可能となりました。そのうち、本年度、173件の接続申請を受け付け、3,082件の皆さまにご利用いただいております。供用人口13,641人に対し、接続人口が9,058人となり、水洗化率といたしましては、前年度の65.2%から66.4%となったところでございます。

それでは、平成26年度の公共下水道事業の決算状況について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の208ページをお願いいたします。決算及び決算収支の状況では、歳入総額13億7,065万円、歳出総額は13億7,055万9千円となり、歳入歳出差引額は9万1千円であります。なお、翌年度への繰越事業に伴う繰越額は、59万1千円であります。

次に、209ページ、歳入決算の状況についてでございます。

第2表 歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金が1,730万円、使用料及び手数料では、公共下水道利用者の増加により、前年度より694万2千円増の1億1,033万7千円となりました。

国庫支出金では、継続事業として施工いたしておりました主要な幹線工事も完了し、主に面整備工事に取り組んだことから、前年度より4,000万円減の3億6,000万円となりました。

次に、繰入金では、元利償還金の増に伴い、前年度より3,447万3千円増の4億7,842万9千円となりました。

次に、町債では、国庫支出金と同様の理由により、前年度より3,340万円減の3億9,690万円となりました。

次に、210ページ、歳出決算の状況では、公共下水道費で前年度より6,892万円減の8億5,756万2千円、流域下水道費では、前年度より861万6千円増の1,451万7千円、公債費では、前年度より2,651万5千円増の4億9,848万円でございます。

次に、歳出の主な内容について、ご説明させていただきます。

まず、211ページ、第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費でございます。主な内容といたしましては、人件費でございます。また、接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数は、当年度はございませんでしたが、この制度を利用され、返済を完了された方からの利子補給申請件数は2件あり、4万2千円の利子補給をいたしました。また、企業会計への移行に向けた調査費といたしまして、324万9千円を支出いたしました。

次に、第2目 施設管理費でございます。その主な内容といたしましては、流域下水道センターへ支払います汚水の処理費用としての流域下水道維持管理負担金にかかるものでございます。

次に、212ページ、第2項 下水道新設改良費、第1目 管きょ等新設改良費でございます。その主な内容といたしましては、公共下水道の整備で、神南5丁目、稲葉西1・2丁目、稲葉車瀬1丁目、龍田西2丁目、龍田1丁目、興留6・8丁目、阿波3丁目、高安西1丁目地内等で約12ヘクタール、延長で約3.6キロの面整備を行いました。また、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では3件の補助を行い、累計41件となっております。

次に、第2款 流域下水道費では、県が実施する浄化センター等の整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしております。

次に、第3款 公債費では、元金および利子の償還を行い、平成26年度末の起債残高は、前年度末より7,642万1,018円増の85億783万995円となりました。

今後も、下水道整備を着実に進め、普及促進及び接続の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わりまして、何とぞ原案どおり認定いただけますよう、お願い申し上げます。以上です。

○坂口委員長 公共下水道事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 これについては、順調には進んでいるのかなというふうには理解はしていませんけれども、監査委員さんからも指摘されておりましたみたいに、一般会計からの繰り入れということで、一般会計にも大きな負担がかかっていると。今後もしこうした形で進んでいくのかなと思いますけれども、1点気になるのは、国の動向ですね。この歳入に対して、今、交付税算入っていう形で何ぼか負担があると思うんですけども、その割合については今後も今のような形で進んでいくのか、今、どれぐらいの割合で国の負担があつて、町がどれぐらい負担しているのかっていうのもあわせて、確認をしておきたいと思いません。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 確かに地方財政措置ということで交付税算入ございまして、公債費に対する交付税算入が主なものとなります。その割合につきましては、現在、30%から50%の割合で入ってきているのが現状でございまして、私どもといたしましては、今後、このような制度が続くように願っているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 特に国のほうから、今後の方向性みたいなものっていうのは示されてはいないですか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 地方交付税制度につきましては、国と地方の協議の場というところもございまして、そのあたり、いろいろな関係で協議が続けていかれるというふうには考えていますけれども、現時点で、国がこういった形でこういうふうにするよっていったものはまだ示されておらない状況でございます。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 交付税等じゃなしに、国のほうは、もうあと10年以内にこの下水道を完備せよということでございますから、斑鳩町としては、10年以内っていうのはなかなか難しいと思いますから、できるだけ努力をしながらですね、やっていきたいということで、これも皆さんご存じのように、民主党さんが政権とられて、補助金制度が交付税に

かわった、事業仕分けでかわってまいりまして、非常に大きな、下水道に痛みを覚えておりますし、今、交付税で30ないし50ですから、そう考えますと、やっぱり非常に大きい負担だと思っております。

○坂口委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては、関連する議案ですので、一括議題とし、審査いたします。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてのご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第46号

平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

標記について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

次に。

認定第8号

平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成26年度斑鳩町水道事業会計決算書により説明を進めさせていただき、あわせて、平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明

をさせていただきます。

それでは、平成26年度斑鳩町水道事業会計決算書により説明を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。座って、説明を進めさせていただきます。

それでは、決算書の16ページをお願いいたします。1の概況につきまして、朗読をもって説明を申し上げます。

(1) 総括事項のうち、ア. 業務状況でございます。本年度の業務量につきましては、契約件数が前年度より164件、1.5%増加し、10,777件となりました。一方、年間総給水量は、前年度と比較して29,914立方メートル減の302万539立方メートルとなりました。1戸当りの使用量は、口径20ミリで1か月平均19.9立方メートル、前年度20.6立方メートルとなり、年々減少傾向にあります。また、県水受水量は、前年度より10,436立方メートル減の202万9,060立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては、94.2%と、昨年度95.0%と比較して、0.8ポイントの減少となりました。

次に、イ. 建設改良費でございます。配水設備では、老朽管更新事業で工事2件、委託1件、新設改良事業で委託1件、公共下水道築造工事で工事7件、委託7件であり、管延長2,403メートル、前年度1,632メートルの工事などを行い、各地域への給水に必要な施設の整備に努めました。また、本年度の石綿管の更新は355メートル、前年度405メートルであります。浄水場設備では、三井浄水場の真空ポンプ設備の改修工事を実施しました。

以上、これら建設改良工事費は、前年度より8,689万6,950円減の2億1,232万2,600円となりました。

18ページから19ページにかけ、各項目の工事別に、工事、内容、金額、工期等をお示しいたしております。まず、18ページをお願いいたします。配水設備改良費では、老朽管更新、下水道工事等で1億9,952万4,600円、浄水場設備改良費で1,279万8,000円、合計2億1,232万2,600円であります。本年度も、公共下水道の整備に伴い支障となる配水管及び給水管の移設・更新並びに老朽管更新工事等を実施し、管網整備を行うとともに、円滑な水の運用を図るため、経年劣化した浄水場設備の更新に努めました。

それでは、恐れ入ります、16ページにお戻りいただけますでしょうか。ウの財政状況につきましても、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

営業収支は、883万7,330円の営業損失、前年度営業利益5,291万2,4

33円となりました。営業収益のうち、給水収益は、給水量の減により、前年度に比べ2,455万8,014円減の6億1,115万6,980円となり、営業費用は、前年度より2,976万9,669円増の6億4,572万7,858円となりました。

その主な内訳といたしましては、原水及び浄水費では、委託料等の増により873万5,891円の増、配水及び給水費では、前年度とほぼ同額で19万2,007円の増、受託工事費では、修繕費の減により1,179万8,000円減、総係費では、委託料等の減により446万1,356円の減、減価償却費では、地方公営企業会計制度の改正により3,674万8,325円の増となりました。

また、営業外収支では、会計制度の改正に伴う長期前受金戻入7,562万4,239円や雑収益などの営業外収益から企業債の支払利息2,790万5,254円などを差し引き、4,801万9,745円の利益となりました。

また、取水井戸用地の売却による特別利益、会計制度改正に伴い賞与等の引当金相当額を特別損失として計上し、差し引き405万5,845円の損失となりました。

以上、これらの収支を差し引きした結果、当年度の純利益は、3,512万6,570円、前年度純利益2,568万7,551円となりました。

次に、資本的収支では、収入総額1億4,965万7,220円、支出総額3億900万2,683円、差し引き1億5,934万5,463円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。(2)に議会議決事項、(3)に職員に関する事項の(ア)に職員の配置状況をお示しさせていただきます。

恐れ入ります、20ページをお願いいたします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口につきましては28,243人で、前年度より132人の減であります。平成27年3月31日現在の人口でございます。年度末契約件数につきましては10,777件で、前年度より164件の増加であります。年間総給水量につきましては、節水意識の向上などの傾向が見受けられ、前年度より29,914立方メートル減の302万539立方メートルであります。県水受水量につきましては、前年度より10,436立方メートル減の202万9,060立方メートルであり、年間有収水量は、昨年度より、53,112立方メートル減の284万6,322立方メートル、有収率は94.2%であります。有収率につきましては、昨年度と比較して0.8ポイント減少したものの、依然高い水準を維持しており、水道の経営に大きく影響してきますことから、毎年度、漏水調査を実施することにより、漏水箇所の早期発見、早期

補修に努めてまいりたいと考えております。なお、有収率につきましては、平成25年度の全国平均といたしましては90.1%でございますが、当町におきましては、全国平均を上回る約95%前後で推移している状況でございます。

また、平成26年度水道事業会計決算資料の資料3に、平成19年度からの1戸当たりの口径別使用水量の推移及び給水収益の推移をお示しいたしております。資料3をお願いいたします。平成19年度に比べ、口径13ミリで約15%、口径20ミリで約14%減少しております。

恐れ入ります、20ページにお戻りいただけますでしょうか。供給単価は、1立方メートル当たり消費税抜きで214円72銭でございます。そして、給水原価につきましては、1立方メートル当たり消費税抜きで235円94銭でございます。

次に、21ページをお願いいたします。(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。

まず、①水道事業収益であります。前年度より4,443万71円増の7億1,413万3,939円であります。営業収益では、先ほどご説明させていただきましたが、給水量の減少により2,455万8,014円の減、受託工事収益で1,179万6,858円の減など、3,198万94円減の6億3,689万528円、営業外収益は、地方公営企業会計制度の改正により、前年度より7,573万7,939円増の7,657万1,185円となっております。

次に、②の水道事業費用は、前年度より3,499万1,052円増の6億7,900万7,369円であります。営業費用では、前年度より2,976万9,669円増の6億4,572万7,858円あります。その内訳といたしましては、原水及び浄水費では、873万5,891円増の3億4,414万7,440円であり、主なものは、県水の受水費であります。配水及び給水費では、19万2,007円増の5,411万761円であり、その主なものは、人件費と修繕費であります。受託工事費では、1,179万8,000円減の270万5,000円、総係費では、446万1,356円減の6,057万9,899円で、主なものは、人件費と委託料であります。また、減価償却費では、3,674万8,325円増の1億8,172万7,086円、資産減耗費では、35万5,302円増の245万7,672円あります。営業外費用は、前年度より49万3,312円増の2,855万1,440円あります。

次に、22ページをお願いいたします。④に給水原価構成をお示しさせていただいておりますが、構成比率が最も高いのが、表中の項目「区分」の4行目の受水費で39.

2%となっております。1行目の人件費は10.7%、6行目の支払利息は4.2%、7行目の減価償却費は27.1%となっております。

また、26ページから28ページに平成26年度の収益的収支明細書を添付させていただいておりますので、これにつきましては、後ほどご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、23ページからの会計であります。主なものは、構築物の管工事については、総延長2,403メートルで1億9,418万7,240円の取得であります。建設仮勘定につきましては、差し引き974万円の増であり、その内訳につきましては、31ページをお願いいたします。31ページでございます。表外下段に建設仮勘定の内訳を減少分と増加分として、事業名、場所、金額をお示ししております。減少分といたしまして、老朽管更新事業に伴う配水管・導水管布設替測量設計業務等で101万5,000円、増加分として、配水管改良工事に伴う測量設計業務、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務で1,075万5,000円であります。

恐れ入ります、24ページをお願いいたします。(3)重要な契約の要旨でございます。1千万円以上の契約をお示しいたしております。

次に、(4)企業債及び一時借入金の概況でございますが、前年度末残高が14億1,136万7,531円、本年度借入高が4,300万円で、老朽管更新事業及び配水管整備事業の財源として借り入れを行いました。一方、本年度償還額は9,416万6,707円となり、本年度末残高は13億6,020万824円であります。これにつきましては、32ページから33ページに企業債の明細をお示しさせていただいております。

33ページをお願いいたします。表の最下段に残高をあらわしております、13億6,020万824円となっているところでございます。

恐れ入ります、24ページにお戻りいただけますでしょうか。(4)企業債及び一時借入金の概況の(イ)一時借入金でございますが、本年度中におけます一時借入金はございません。

次に、(5)その他の会計処理に関する事項についてでございます。(ア)他会計補助金について、町の一般会計からの補助金はございません。(イ)は、たな卸し資産の購入限度額の執行額と仮払消費税額について記載いたしております。

以上が、水道事業の全般についてのご報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせていただきます。

恐れ入ります、2ページから3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につ

いて、ご説明させていただきます。

まず、収入でございます。水道事業収益では、最終予算額7億7,907万2千円に対しまして、決算額7億6,240万1,314円、差し引き1,667万686円の減となっております。第1項の営業収益では、予算額7億297万9千円に対しまして、決算額6億8,511万8,929円、差し引き1,786万71円の減。第2項の営業外収益では、予算額7,609万2千円に対しまして、決算額7,661万159円で、差し引き51万8,159円の増。第3項の特別利益では、予算額1千円に対しまして、決算額67万2,226円、67万1,226円の増となっております。

次に、支出でございます。最終予算額7億5,430万6千円に対し、決算額7億1,906万6,990円で、3,523万9,010円が不用額となっております。第1項の営業費用では、予算額6億9,965万7千円に対しまして、決算額6億7,560万4,198円で、差し引き2,405万2,802円の不用額で、不用額の主なものは、県水受水費でございます。第2項の営業外費用では、予算額3,980万6千円に対しまして、決算額3,873万774円で、107万5,226円の不用額となっております。第3項 特別損失では、予算額484万3千円に対しまして、決算額473万2,018円で、差し引き11万982円の不用額、第4項の予備費、予算額1,000万円に対しましては、未執行でございます。

次に、4ページから5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてのご説明をさせていただきます。

資本的収入で、最終予算額1億4,534万円に対しまして、決算額1億4,962万7,220円で、431万7,220円の増であります。決算額の内訳といたしまして、第1項の企業債で4,300万円、第2項の工事負担金では1億662万7,320円、第3項 固定資産売却代金では2万9,900円であります。

次に、資本的支出では、最終予算額3億3,659万8千円に対し、決算額が3億900万2,683円で、不用額は2,759万5,317円であります。決算額の内訳といたしまして、第1項の建設改良費では2億1,483万5,976円、第2項企業債償還金では9,416万6,707円あります。

また、表の欄外に明記いたしておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,934万5,463円につきましては、減債積立金300万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額792万7,741円、過年度分損益勘定留保資金1億4,841万7,722円で補填いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書のご説明をさせていただきます。

1の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益の合計で6億3,689万528円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で6億4,572万7,858円で、差し引き883万7,330円の営業損失であります。

次に、3の営業外収益は7,657万1,185円で、4の営業外費用は、支払利息等で2,855万1,440円、差し引きいたしますと、4,801万9,745円となります。

そして、営業損失と営業外収支を差し引きいたしますと、経常利益は3,918万2,415円となり、5の特別利益67万2,226円、6の特別損失472万8,071円を差し引きいたしますと、当年度純利益は3,512万6,570円でございます。

前年度繰越利益剰余金は3,544万5,399円、地方公営企業会計制度の改正に伴い年度当初の会計処理により移行しました、その他未処分利益剰余金変動額が8億8,336万4,192円であり、その結果、当年度未処分利益剰余金は、9億5,393万6,161円となりました。

次に、7ページをお願いいたします。ここで、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明とあわせて説明をさせていただきます。

まず、剰余金計算書でございます。当年度の利益剰余金の変動額といたしまして、表の中ほど、当年度変動額の行でございますが、減債積立金で300万円を処分いたしました。その結果、表の最下段、中央より右側でございますが、当年度末利益剰余金残高は、利益積立金3,250万円、建設改良積立金1億400万円、当年度未処分利益剰余金9億5,393万6,161円、合計10億9,043万6,161円でございます。次に、当年度末資本剰余金残高につきましては、表の中央より左側の最下段でございますが、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、1億1,648万1,293円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。先ほど、6ページの平成26年度斑鳩町水道事業損益計算書及び7ページの平成26年度斑鳩町水道事業剰余金計算書におきまして説明をさせていただきました内容から、本決算書におきまして、平成26年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)としてお示しさせていただきます。

この表の右端の欄でございますが、当年度未処分利益剰余金9億5,393万6,161円のうち、減債積立金及び利益積立金として300万円をそれぞれ積み立てたいと考

えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしまして、9億4,793万6,161円となる処分計画でございます。

以上が、今回、決算の認定とあわせて議会の議決をお願いいたします、議案第46号平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明とさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。5.平成26年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。このキャッシュフロー計算書につきましても、新公会計制度におきまして義務付けされたもので、資金の変動に関する的確な情報を得ることを可能にされたものでございます。

まず、Ⅰ業務活動によるキャッシュフローといたしまして、当期純利益、減価償却費、支払利息等計上し、1億4,655万3,067円、Ⅱ投資活動によるキャッシュフローといたしまして、有形固定資産の取得による支出、建設改良費未払金の増加額等計上し、4,318万7,117円のマイナス、Ⅲ財務活動によるキャッシュフローといたしまして、建設改良企業債による収入、償還による支出を計上し、5,116万6,707円のマイナス、Ⅳ資金増減額5,219万9,243円、Ⅴ資金期首残高2億7,220万4,372円を計上した結果、Ⅵ資金期末残高は、3億2,440万3,615円となりました。

次に、10ページから11ページでございます。平成27年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず、10ページの資産の部でございます。有形固定資産の合計額は、中段にありますように、52億2,248万82円となっております。明細につきましては、30ページから31ページに明記いたしておりますので、これにつきましても、後ほどご参照いただきますよう、お願いを申し上げます。次に、無形固定資産として、電話加入権25万500円、リース資産が320万8,724円、投資が82万円で、固定資産合計は52億2,675万9,306円でございます。次に、流動資産でございますが、現金及び預金が3億2,440万3,615円、未収金等は1億7,049万1,389円で、この内訳につきましては、38ページの未収金一覧表に明記いたしておりますので、これにつきましても、後ほどご参照くださいますよう、お願い申し上げます。次に、貯蔵品504万2,965円、流動資産合計で4億9,993万7,969円となり、資産合計が57億2,669万7,275円となります。

次に、11ページの負債の部でございます。固定負債といたしまして、企業債12億8,667万3,762円、リース債務232万13円、合計12億8,899万3,77

5円。次に、流動負債でございます。企業債、リース債務、未払い金等で2億6,791万6,159円となっております。このうち、未払い金等の内訳につきましては、38ページの一覧表にお示しをさせていただいておりますので、これにつきましても、後ほどご参照いただきますよう、お願いを申し上げます。また、繰延収益は、長期前受金で21億8,195万6,441円となり、負債合計では、37億3,886万6,375円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金7億8,091万3,446円、これは、水道が一般会計から企業会計に切り替わったときの分を資本金に充当されているものに、一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものでございます。次に、剰余金でございますが、資本剰余金として、先ほど7ページでご説明いたしましたとおり、工事負担金等で合計1億1,648万1,293円、利益剰余金といたしましては、利益積立金3,250万円、建設改良積立金が1億400万円、当年度未処分利益剰余金9億5,393万6,161円で、利益剰余金合計では、10億9,043万6,161円となります。そうしたことから、剰余金合計は、12億691万7,454円であります。結果、資本合計は、19億8,783万900円となり、負債・資本合計といたしましては、57億2,669万7,275円となります。

次に、12ページをお願いいたします。今回の地方公営企業会計制度の改正に伴いまして、重要な会計方針に係る事項や、キャッシュフロー計算書に関する事項、貸借対照表等に関する事項、リース契約により使用する固定資産に関する事項などの、公営企業の経理・運営に係ります重要な事項を注記といたしまして記載いたしております。これにつきましても、後ほどご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、39ページをお願いいたします。39ページでございます。内部留保資金明細書でございますが、これは、企業の運転資金と言われるものでございます。このページの中ほど、表最下段の合計欄にありますように、前年度からの繰越額は3億260万4千円で、当年度処分量は1,520万円、当年度発生額は89万8千円の増額となり、翌年度繰越額は、3億1,174万2千円となりました。

次に、40ページには、水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、過去4年分の累年別損益計算書を、また、41ページには、累年別貸借対照表をお示しいたしておりますので、経営分析の参考にしていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、42ページ以降には、主な経営の分析比率表をお示しいたしております。右端に全国平均の数値を掲載いたしておりますので、後ほどご参照いただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

恐れ入ります、次に、先ほどの資料3にお戻りいただけますでしょうか。資料3でございます。1戸当たり使用水量年度推移でございます。各口径ともに平成19年度より毎年度減少傾向になっており、給水収益では、平成19年度より約9,822万円程度の減少となっております。

次に、資料4をお願いいたします。資料4の石綿セメント管改良状況でございます。平成26年度では355メートルを改良し、平成27年度におきましては、240メートルの改良を予定いたしております。

次に、資料6をお願いいたします。財政推計表でございます。これにつきましては、平成35年度まで推計をいたしております。

資料中ほどでございます、収益的収支差引(a) - (b)、ちょうど真ん中あたりでございます。収益的収支差引(a) - (b)の欄をごらんいただきたいと思います。平成24年度は約3,764万円の利益となり、平成25年度では約2,569万円の利益、平成26年度は約3,513万円の利益が発生いたしております。推計によりますと、平成27年度以降におきましても減少傾向がうかがえるものの、利益が得られる状況で推移すると予測はいたしております。

一方、資本的収支は、下水道関連工事、石綿管や塩ビ管及び施設等の改良費用などが発生し、一番下から2行目の運転資金としての当年度補填財源は、平成26年度で約3億1,174万円となっており、平成27年度以降におきましても、約2億5千万円程度の補填財源を保てるものと推計いたしております。

現在試算いたしております財政推計におきましては、社会経済の大きな変動が無いと仮定した場合、本町の水道事業は、引き続き、ほぼ安定的に推移するものと考えております。しかしながら、昨今の少子高齢化や節水意識の向上などにより、年々給水量が低下していく中、経営の一層の効率化や計画的な施設の更新など、安定した水道水の供給を持続させるためには必要不可欠なことであるとと考えております。そのためにも、経営基盤の強化を図るとともに、健全な水道事業会計の運営に努めてまいり所存でございます。また、予算、決算や水質検査等の状況につきましても、広報を通じましてお知らせをしておりますが、今後も引き続き定期的にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わりまして、何とぞ原案どおり議決もしくは

認定いただけますよう、お願い申し上げます。以上です。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 水道については、部長おっしゃったように、順調に推移をしているなどというふうに理解はしているんです。有収率についても、高い推移だなどというふうには思っていますけども、この0.8%下がった要因というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 その原因として私たち理解しておりますのは、まず、若干の漏水はございますけども、公共下水道整備の後の、新管入れたときの洗管、その影響も若干出ておると推測しております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

それとですね、ちょっとお尋ねしたいんですけども、24ページですね、決算書の、これ、契約のやつをあげていただいているんですけども、当初契約金額から変更契約金額というふうに2つ書いていただいているんですけども、これ、契約途中で金額が変更になっていますけども、ふえているのもあれば、減っているのもあって、どういう状況でこういうふうになるのかなというのをお聞かせいただけますか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 現場の状況にもよりますが、あと、公共下水道との調整、もしくは現場におきまして、例えば、簡単に言いますと、バルブをふやしたりとか、安全対策のために配慮したための変更だということに理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 例えば追加工事が発生するとか、ふえる分にはわかるんですけども、減る分ってというのはどういうことなんですか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 例えば、公共下水道等の例を出しますけども、1つは、もともと開削でしようと思っていたところを、推進工事になりましたと。といったことで、開削部分について、その部分の単独の部分が、これは増額の理由です。これの逆の場合もあります。もともと推進しようと思っていたところを開削に変わったところについては、うちも開削で入っていくと。もし推進の場合でしたら、立杭の周りの切り回しだけです

ので安く済むというようなこともありますので、そうしたことで差額が発生するのが、今までの状況です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

あとですね、40ページのところで、類年別損益計算書ということで、一番下の当年度未処分利益剰余金ですね、これ、25年度から26年度にかけて金額が大きく変わっていると。会計制度が変わったことによってという説明はあったんですけども、えらい金額が何かこんなふうになるねんなどということ、何でこうなるかっていうの、細かくはちょっと理解できひんと思いますけども、できるだけちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 従来、例えば、簡単に言いますと、6つほど改正点がございました。例えば、簡単に言いますと、借入資本金制度の廃止とか、一番大きいのは、補助金等により取得した固定資産の償却制度の改正等がございます。そうしたものにつきましては、固定資産、例えば例として説明させていただきますと、従来、国庫補助金で受けたものについては減価償却はしなくてよかったんですけども、みなし償却だけでよかったんですけども、これを、国庫補助で受けた分につきましても減価償却してくださいということで、それを、長期前受金にプラスさせまして、順次減価償却するというので、その額が大きく膨らんでしまいます。そうしたものも影響してきて、こんなような額が、差が発生したということでご理解いただきたい。これ、あくまでも一部の説明でございます。細かく言いますと、6か所ほど大きく、会計法の改正で変わっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 監査委員さんもそういう説明されていて、例えば単年度で金額的にこんなに大きく変化するとは思っていなかったの、ちょっとびっくりしたんですけども、またちょっと、おいおい勉強したいと思います。結構です。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、議案第46号、認定第8号に対する質疑を終結いたします。

これをもって、都市建設部・上下水道部に係る決算審査を終わります。

早いようですが、本日はここまでとし、これにて散会いたします。  
あしたは午前9時から再開し、引き続き審査することといたします。  
本日はどうもお疲れさまでございました。

(午後2時51分 散会)